

令和6年第4回
都農町議会定例会
会 議 録

令和6年12月6日～11日

於：都農町役場内 議会議場

宮崎県児湯郡都農町議会

目 次

○会期及び審議日程	1
○付議事件名及び審議結果一覧表	2
○招集告示	2
○応招・不応招議員	2
第1号（12月8日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員・欠席議員・説明員・事務局職員出席者	3
○開会の宣告・開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○議会運営委員会委員長報告	4
○会期の決定	5
○議案上程・説明（議案第87号～議案第95号・報告第9号）	5
第2号（12月9日）	
○議事日程	8
○本日の会議に付した事件	8
○出席議員・欠席議員・説明員・事務局職員出席者	8
○開議の宣告	9
○一般質問	9
1 黒木幸範議員	9
2 松尾隆文議員	22
3 勝目文明議員	28
4 日高真之議員	38
5 木下 豊 議員	61
6 黒木正文議員	65
○質疑（議案第87号～議案第95号・報告第9号）	69
○委員会付託（議案第87号～議案第95号）	74
第3号（12月11日）	
○議事日程	76
○本日の会議に付した事件	76
○出席議員・欠席議員・説明員・事務局職員出席者	76
○開議の宣告	77
○総務産業建設常任委員会委員長報告	77
○文教厚生常任委員会委員長報告	78
○討論・採決（議案第87号～議案第95号）	79
○議員派遣の件	79
○閉会中の議会運営委員会所掌事務の継続調査の件	79
○閉会の宣告	80
○署名議員	81

会期及び審議日程

令和 6 年 12 月 6 日～11 日

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	摘 要
第 1 日	12 月 6 日	金曜日	午前 9 時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由の説明
第 2 日	12 月 7 日	土曜日	—	休日
第 3 日	12 月 8 日	日曜日	—	休日
第 4 日	12 月 9 日	月曜日	午前 9 時	一般質問（6 名） 議案に対する質疑 委員会付託（9 件） 委員会
第 5 日	12 月 10 日	火曜日	午前 9 時	委員会
第 6 日	12 月 11 日	水曜日	午前 9 時	委員会
			午後 1 時 30 分	委員長報告 討論・採決 閉会

付議事件名及び審議結果一覧表

町長提出議案

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第87号	都農町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 (令和6年都農町条例第35号)	令和6年 12月11日	原案可決
議案第88号	都農町企業立地促進条例の一部を改正する条例 (令和6年都農町条例第36号)	令和6年 12月11日	原案可決
議案第89号	令和6年度都農町一般会計補正予算(第9号)	令和6年 12月11日	原案可決
議案第90号	令和6年度都農町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	令和6年 12月11日	原案可決
議案第91号	令和6年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)	令和6年 12月11日	原案可決
議案第92号	令和6年度都農町水道事業会計補正予算(第4号)	令和6年 12月11日	原案可決
議案第93号	令和6年度都農町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)	令和6年 12月11日	原案可決
議案第94号	令和6年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	令和6年 12月11日	原案可決
議案第95号	工事請負契約の締結について	令和6年 12月11日	原案可決
報告第9号	株式会社豊畑の決算書について	—	—

都農町告示第156号

令和6年第4回都農町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年12月2日

都農町長 坂田 広亮

1 期 日 令和6年12月6日

2 場 所 都農町役場議場

○応招・不応招議員

応招議員(10名)

1 番 日高真之 2 番 黒木正文 3 番 木下 豊 4 番 三輪安男 5 番 勝目文明
6 番 黒木幸範 7 番 稲山勝一 8 番 黒木政次 9 番 松尾隆文 10 番 三輪隆之

不応招議員（なし）

令和6年第4回都農町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和6年12月6日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第87号 都農町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和6年都農町条例第35号）
- 日程第4 議案第88号 都農町企業立地促進条例の一部を改正する条例（令和6年都農町条例第36号）
- 日程第5 議案第89号 令和6年度都農町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第6 議案第90号 令和6年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第91号 令和6年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第92号 令和6年度都農町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第93号 令和6年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第94号 令和6年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第95号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 報告第9号 株式会社豊畑の決算書について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番 日高真之 2番 黒木正文 3番 木下 豊 4番 三輪安男 5番 勝目文明
6番 黒木幸範 7番 稲山勝一 8番 黒木政次 9番 松尾隆文 10番 三輪隆之

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長（坂田広亮） 副町長（瀬尾隆太） 教育長（中西浩美）
総務課長（河野美津子） 企画課長（吉川高広） 財政課長（野津手道信）
住民課長（河野千恵子） 福祉課長（黒木小百合）
健康管理センター事務長（河野堅一郎） 税務課長（石渕恵美子）
産業振興課長（河野眞治） 建設課課長補佐（高橋誠司） 愛寿園長（村中日登美）
病院事務長（大橋宏光） 水道課長（日高 太）
会計管理者兼出納室長（猪股秀康） 教育総務課長（黒木和秀）

社会教育課長（岩本 繁） 農地課長（黒木昭彦）

事務局職員出席者

議会事務局長（河野浩二） 書記（松村健太郎）

（午前 9 時 0 0 分 開会）

開会の宣告・開議の宣告

○議長（三輪隆之） おはようございます。

ただいまから令和 6 年第 4 回都農町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

齋藤謙吾建設課長から本日の会議に出席できない旨の報告がありましたので、代わって高橋誠司課長補佐の出席を認めます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（三輪隆之） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、黒木正文議員、木下 豊議員を指名します。

議会運営委員会委員長報告

○議長（三輪隆之） ここで、議会運営委員会の報告を議会運営委員会委員長に求めます。議会運営委員会委員長

○議会運営委員会委員長（黒木政次） おはようございます。

令和 6 年第 4 回都農町議会定例会が開催されるに当たり、令和 6 年 12 月 2 日午前 9 時から議会運営委員会を開催しましたので、報告いたします。

本定例会に付議された案件は、条例 2 件、予算 6 件、その他 2 件の計 10 件であります。総務課長、財政課長から、その概要について説明を受けました。

9 日の一般質問は 6 名です。

議案は質疑の後、所管する各常任委員会へ付託しますが、報告 1 件につきましては、質疑を行い、討論、採決は行いません。

11 日に、条例 2 件、予算 6 件、その他 1 件の委員長報告を行い、討論・採決します。

会期日程（案）、議事日程につきましては、別紙でお手元に配付されているとおりであります。

本定例会が円滑に運営されますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げ、報告とい

たします。

○議長（三輪隆之） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

日程第2 会期の決定

○議長（三輪隆之） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月6日から12月11日までの6日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日12月6日から12月11日までの6日間と決定しました。

日程第3 議案第87号から 日程第12 報告第9号（議案上程）

○議長（三輪隆之） 日程第3 議案第87号 都農町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和6年都農町条例第35号）、日程第4 議案第88号 都農町企業立地促進条例の一部を改正する条例（令和6年都農町条例第36号）、日程第5 議案第89号 令和6年度都農町一般会計補正予算（第9号）、日程第6 議案第90号 令和6年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第7 議案第91号 令和6年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）、日程第8 議案第92号 令和6年度都農町水道事業会計補正予算（第4号）、日程第9 議案第93号 令和6年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、日程第10 議案第94号 令和6年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第11 議案第95号 工事請負契約の締結について、日程第12 報告第9号 株式会社豊畑の決算書について、以上、議案9件及び報告1件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長

○町長（坂田広亮） 改めまして、おはようございます。

令和6年第4回都農町議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多忙の中ご健勝にてご出席いただき、心からお礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程になりました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第87号 都農町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和6年都農町条例第35号）につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法関係省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる事業用設備の取得等に係る期限が3年間延長されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第88号 都農町企業立地促進条例の一部を改正する条例（令和6年都農町条例第36号）につきましては、奨励措置の返還規定を追加するとともに、誘致企業に対

する奨励措置の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第89号 令和6年度都農町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億6,155万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億412万円とするものであります。

主な補正内容としましては、民生費では、障がい福祉サービス事業に1,037万3,000円、障がい児通所給付費等に1,599万6,000円、施設型給付費に4,128万8,000円、土木費では、10月の豪雨により被災した公共施設の修繕等に3,160万円、災害復旧費では、台風10号及び10月の豪雨により被災した施設等を復旧するために、農業用施設災害復旧費1,500万円、道路橋りょう災害復旧費7,600万円を計上しております。

また、債務負担行為の補正として、会計年度任用職員システム使用料とも49件の追加、地方債補正として、災害復旧事業1件を追加するものであります。

次に、議案第90号 令和6年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,853万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億487万5,000円とするものであります。

主な補正内容としましては、被保険者に係る療養給付費、高額療養費の増額及び都農町国民健康保険病院への繰り出しを行うものであります。

次に、議案第91号 令和6年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）につきましては、国民健康保険給付費等交付金の交付申請等に伴い、過不足分の調整及び経費等を計上するもので、収益的収入及び支出の収入及び支出の予定額をそれぞれ111万2,000円増額し、収入及び支出の合計額をそれぞれ12億4,273万4,000円とするものであります。

主な補正内容としましては、空調設備の修繕及び医療機関向け広報誌作成に要する経費の増額であります。

次に、資本的収入及び支出の収入の予定額を552万8,000円増額し、1億3,535万9,000円とするものであります。

第4条では、債務負担行為を定めるもの、第5条では、取得する重要な資産を定めるものであります。

次に、議案第92号 令和6年度都農町水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入及び支出の支出予定額を480万円増額し、支出の合計額を2億3,487万3,000円とし、資本的収入及び支出の収入の予定額を1,000万円減額し、収入の合計額を1億2,516万6,000円とし、支出予定額を260万円増額し、支出の合計額を2億9,393万円とするものであります。

補正内容としましては、名貫水源地被災及び岩山地区漏水に伴う工事であります。

また、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものであります。

次に、議案第93号 令和6年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ14万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,526万9,000円とするものであります。

補正内容としましては、認定審査会共同設置負担金の増額によるものであります。

次に、議案第94号 令和6年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ86万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億

8,248万9,000円とするものであります。

補正内容としましては、健康診査委託料の増額によるものであります。

次に、議案第95号 工事請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、旧都農高校南側運動場整備工事の工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

工事内容としましては、旧都農高校南側運動場跡地に天然芝のサッカー場を整備するものであります。

最後に、報告第9号 株式会社豊畑の決算書については、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社豊畑の決算について報告するものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

最後の報告第9号の株式会社豊畑の〇〇についてと申し上げましたが、決算書についてでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三輪隆之） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午前9時16分 散会）

議事日程（第2号）

令和6年12月9日（月曜日）午前9時00分 開議

- 日程第1 一般質問
- 1 黒木 幸範 議員
 - 2 松尾 隆文 議員
 - 3 勝目 文明 議員
 - 4 日高 真之 議員
 - 5 木下 豊 議員
 - 6 黒木 正文 議員
- 日程第2 議案第87号 都農町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和6年都農町条例第35号）
- 日程第3 議案第88号 都農町企業立地促進条例の一部を改正する条例（令和6年都農町条例第36号）
- 日程第4 議案第89号 令和6年度都農町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第5 議案第90号 令和6年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第91号 令和6年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第92号 令和6年度都農町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第93号 令和6年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第94号 令和6年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第95号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 報告第9号 株式会社豊畑の決算書について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番 日高真之 2 番 黒木正文 3 番 木下 豊 4 番 三輪安男 5 番 勝目文明
6 番 黒木幸範 7 番 稲山勝一 8 番 黒木政次 9 番 松尾隆文 10 番 三輪隆之

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長（坂田広亮） 副町長（瀬尾隆太） 教育長（中西浩美）
総務課長（河野美津子） 企画課長（吉川高広） 財政課長（野津手道信）
住民課長（河野千恵子） 福祉課長（黒木小百合）
健康管理センター事務長（河野堅一郎） 税務課長（石渕恵美子）
産業振興課長（河野眞治） 建設課長（齋藤謙吾） 愛寿園長（村中日登美）

病院事務長（大橋宏光） 水道課長（日高 太）
会計管理者兼出納室長（猪股秀康） 教育総務課長（黒木和秀）
社会教育課長（岩本 繁） 農地課長（黒木昭彦）

事務局職員出席者

議会事務局長（河野浩二） 書記（松村健太郎）

（午前9時00分 開議）

開議の宣告

○議長（三輪隆之） おはようございます。傍聴者の皆様には本日の議会傍聴ありがとうございます。

これから本日の会議を開きます。

なお、建設課長については足をけがされておりますので、答弁については着座したまま行われますので、ご了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

1番 黒木幸範議員

○議長（三輪隆之） 日程第1 一般質問を行います。
質問の通告がありましたので、順番に発言を許します。

1番 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 改めまして、おはようございます。

ただいまから、行政に対する一般質問を行います。

近年、熱中症による死者がほぼ毎年1,000人を超えていることを踏まえて、環境省は今期から、これまでの熱中症警戒アラートの上に特別警戒アラートを新設し、運用を始めました。気温と湿度、日差しの強さなどから算出する暑さ指数が31以上だと運動は原則中止する危険に当たり、熱中症警戒アラートは33、特別警戒アラートは35以上と予想される場合に発表されます。特別警戒アラート時には、今までふだん心がけていた熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性があるとして強調し、管理者に対して、対策を徹底できない場合は、運動やイベントの中止、延期、変更の検討を呼びかけています。

また、新型コロナウイルスが5類に引き下げられ、日常生活の制約もほぼなくなり、夏のスポーツ大会や祭りなどのイベント、グループや個人でキャンプなどを楽しむ人が増えていますが、楽しく有意義な時にするためにも、競技やイベントなどの管理者、保護者らは、参加者の命と健康を守る対策が重要視されます。本町において、災害級の熱波に

備えるため、特別警戒アラート発表時の熱中症予防対策について伺います。

これで演壇からの質問を終わり、あとの質問は自席にて行います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 改めまして、おはようございます。

それでは、黒木幸範議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

熱中症対策ということでございまして、特別警戒アラートの対応ということでございますが、今年は熱中症特別警戒アラートの発表はございませんでした。ですが、熱中症の警戒アラート自体は県内で50回出ているということでございます。発表時には、全ての対象者、参加者が熱中症対策を徹底できているかを確認いたしまして、徹底できていない場合は、運動、イベント等の中止、延期、変更等の判断を行うこととしております。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 それでは、次の質問に移ります。

水分を十分に摂取できないと、脱水症状や熱中症の危険度が高くなり、のどや鼻などの粘膜や皮膚が乾燥するため、病原菌やウイルスが侵入しやすくなります。さらに、水分量は筋肉や腱、靱帯、筋膜のしなやかさにも大きく関わっており、例えば筋肉の水分が減ると疲労物質の乳酸が体外に排出されにくくなり、肩凝りや腰痛の一因になると言われます。脱水症状や熱中症防止策として、無料で休める指定暑熱避難施設が幾つかあれば、町民はもちろん、町外の方も安心できると思っていますが、指定暑熱避難施設の設置についてどのように考えておられるのか伺います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 近年、全国の猛暑日は、1970年代と比較いたしまして平均で3倍に増えているということのようでございます。このため、熱中症による重大な健康被害が生じることが懸念されているということでございまして、熱中症の警戒アラートが発表された際には、原則、屋外活動を自粛して、室内でエアコン等の利用を推奨されておりますけれども、暑さをしのげる場の確保ということで、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を予防する観点からも、次年度に向けて、指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターを、まずは役場とか図書館などの公共施設での指定を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 来年度からそういうのを予定しているということですが、指定暑熱避難施設開放と同時に、経口補水液や冷却パックの配布も必要だと思っていますが、この点についてはどう感じておられますか。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 確かに水分補給、冷却等の設備は必要ではございますが、まずは飲料等は各自で持参して外出していただきたいというふうに考えております。まず、公共施設等に来る間に、やはり暑い中ではございますので、常に外出する際には水分補給の必要性和暑さ対策ということで、日頃から町民の皆さんに呼びかけ、周知等を行っていきたいと思っております。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 事前に準備できない人がいる可能性もあるので、できれば有料でいいから置いていただくといいのかなと思います。

では、次の質問に移ります。

水が液体から気体が変わる際、周辺から熱を奪う気化熱を利用し、周辺の気温を下げ、副次的な効果として視覚的にも涼しげな印象を与える効果があり、夏の暑さ対策として活用されているミスト発生装置を、例えば役場の正面玄関の横とか図書館、道の駅に設置できないか伺います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 先ほど、施設としては役場、図書館を検討したいということで話をさせていただきましたが、ミストについては費用対効果、それから他の市町村でも活用されているということもございますので、事例等を参考にしながら、今後もし必要性について注視しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 ミスト発生装置を設置する場合ですが、人との距離が近いと、噴霧されたミストが口に入ったり吸引する可能性があることを踏まえた場合、安全な水を使うことが望まれると思います。

次の質問に移ります。

熱中症対策として、備品などの準備のほか、医療関係者が万が一に備えて熱中症患者への対応を学んでおくことが重要だと思います。日本救急医学会は、体の奥の体温、深部体温が40度以上で重い意識障害がある場合は、重症度の中でも最重症群に当たるとする新分類を公表し、医療者には何らかの方法で体を即座に冷却するアクティブクーリングの重要性を強調しています。医療機関でのアクティブクーリングの講習会や訓練の実施が適切な熱中症治療につながると指摘しているようですが、国保病院でのアクティブクーリングの講習会や訓練を行った実績はあるのか伺います。

○議長（三輪隆之） 病院事務長

○病院事務長（大橋宏光） それでは、一般質問にお答えします。

まず、アクティブクーリングというのは積極的な冷却療法ということになりますが、このアクティブクーリングに特化した講習会や訓練は、病院としては実施しておりませんが、当院では熱中症患者の受診や緊急搬送の患者に対し、症状に応じた適切な対応、処置を行うとともに、職員の資質向上に向けた熱中症に関する講習会や勉強会を実施し、知識と対処法の周知に努めているところでございます。

ただ、近年の異常気象や熱中症発症の増加を踏まえ、こうした療法について職員が知識を深め、実践的な技術を習得することは重要であると考えております。今後につきましては、近年普及し始めたアクティブクーリングの講習会や訓練の実施を検討し、迅速かつ的確な医療提供を目指して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 次の質問に移ります。

猛暑で多くの高齢者が熱中症で搬送されている状況を踏まえ、エアコンを使うよう識者は呼びかけているようですが、使っていない人も多く、メッセージが届いているとは思えない背景には、高齢者がエアコンが必要でない時代からの生活習慣を変えて、気候変動に適応するのは難しいのではないかと思います。

厚生労働省によると、2022年の熱中症による死者は1,477人、このうち65歳以上の高齢者が86%を占めています。高齢者は熱中症になりやすく、重症化しやすい。その要因として、加齢で皮膚の温度センサーが弱り、暑さを感じにくい、汗をかきにくい、熱が籠もりやすいといった特徴があるようです。高齢者の熱中症対策として、エアコン使用の啓発の必要性について伺います。

○議長（三輪隆之） 福祉課長

○福祉課長（黒木小百合） それでは、黒木幸範議員のご質問にお答えいたします。

高齢者の熱中症対策としてのエアコン使用についてでございますが、保健指導のための家庭訪問、それから高齢者実態把握のための自宅への訪問、包括支援センターのモニタリング訪問など、高齢者の方々と直接に接する機会や老人クラブの会合、運動教室など高齢者が集う場所で、エアコン使用の必要性について積極的に啓発しております。また、週報やホームページ等でも啓発を引き続き行ってまいります。

以上です。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 ダイキン工業が昨年行った調査では、エアコンはあるが使わない理由で最も多い回答は、電気代がもったいないからでした。エアコンの電気代は、1日使っても数百円程度。高齢者が熱中症で入院したら、総医療費は50万円にも及ぶ。保険代と思って使ってほしいという調査結果がなされています。啓発活動の一環として、熱中症

対策を呼びかけるハンドブックの作成、配布ができないか伺います。

○議長（三輪隆之） 福祉課長

○福祉課長（黒木小百合） ハンドブック等の作成に関しましては、まずは厚生労働省などから発行されておりますリーフレットやチラシなどもございますので、新たに作成というよりは、それらを活用しながらしっかりと啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 次の質問に移ります。
老人ホーム愛寿園においての熱中症対策について伺います。

○議長（三輪隆之） 愛寿園長

○愛寿園長（村中日登美） それでは、黒木幸範議員のご質問にお答えいたします。
愛寿園におきましては、看護面では毎日体温や血圧をはかり、入所者の健康管理に努めております。また、生活面では空調を使用し、室温を適温に保っております。また、水分補給のための冷水機の設置や、居室へ朝と夕方にお茶を配るなど、支援員が声かけしながら水分の摂取を促しています。
高齢者の特性として、温度変化を感じにくくなっているため、衣服の調節の声かけをしたり、夜中のトイレの回数を減らすために水分を取らなかったりする傾向にあるため、食事の摂取状況や排泄の状況をチェックし、体調の変化を確認しながら対策を行っております。
以上です。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 ある老人施設では、職員がエアコンを設定して、施設の入居者が消さないようにリモコンを隠すところがあるらしいんですよ。そうすると、コンセントを抜くということで大変困っておられるところがあるんですけども、愛寿園においてはコンセントは抜ける場所にあるのかな。そういうことはないのかちょっと伺います。

○議長（三輪隆之） 愛寿園長

○愛寿園長（村中日登美） 確かにおっしゃるとおりリモコン操作が分からずに誤操作、誤作動してしまう場合もありますので、支援員が一括集中してコントロールをしております。
以上です。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 次の質問に移ります。

保育所及び小中学校における熱中症対策は、指導等を含めどのように行っているのか伺います。

○議長（三輪隆之） 福祉課長

○福祉課長（黒木小百合） まず、保育所についてでございます。特別な対策というところではございませんが、基本的なものではありますが、子供は体温調整機能が未発達で、熱中症になりやすい傾向にあります。ですので、まず戸外遊び等外出時は帽子を必ずかぶらせる。それから、暑さが厳しい場合は戸外での遊びを控える。7月から8月はプール遊びが中心となりまして、日中の戸外遊びは少ないというような状況です。それから、適度な水分補給を行う。そして、過ごしやすい環境を整えるということで、エアコンの設置につきましては、各保育室、それからホール、調理室、事務室という形で設置しております。また、令和5年度予算残につきまして少し流用させていただきまして、二つの保育室に新しいエアコンを設置しております。移転新築というところが決まっている保育所でございますが、残り1年であったり2年であったりというところでも、児童にそういうところでしっかりと対応できるようにしております。

以上です。

○議長（三輪隆之） 教育総務課長

○教育総務課長（黒木和秀） 小中学校での熱中症対策としましては、各学校におきまして暑さ指数を定期的に計測の上、掲示板で周知する。そのほか、体育、運動、遊びの禁止、早めの水分補給のあたりを実施いたしております。また、保健室では経口補水液、塩分補給用あめなどを常備しております。登下校時におきましても、水筒持参、冷やしたタオル、日傘の使用などを許可するなどの工夫をしているところです。部活動につきましては、暑さ指数の計測、定期的な水分補給、また、顧問、副顧問がいずれも不在の場合につきましては、部活動は中止としております。

今後も、暑さ指数による活動制限、教職員研修、児童生徒への指導に加え、地域全体での取組としまして登下校時の見守りなどにご協力いただきながら、児童生徒の安全の確保を図っていきたいと考えております。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 次の質問に移ります。

以前、立野地区において、台風による倒木により電線に障害を与え、約1週間停電が続いたことを踏まえ、2021年9月14日、県内の自治体においては、初の倒木による被害防止に向けた事前伐採に関する協定の調印式を九州電力送配電高鍋配電事業所と行っていますが、改めて、この事前伐採を含めた停電防止の対策について伺います。

○議長（三輪隆之） 総務課長

○総務課長（河野美津子） それでは、お答えいたします。

先ほど幸範議員も申されましたが、平成30年9月の台風20号による倒木のために立野地区で長期間停電が発生したというところで、協定書を締結しているところです。令和3年に立野地区の伐採を行いまして、また、令和5年度は自治会から要望があった箇所
の事前伐採を実施しております。また、今年度も倒木で停電になることが考えられる箇所の立ち木の事前伐採を行う予定としております。

今後も、この協定を基に、協定事業者と連携しまして停電防止対策を行ってまいります。

以上です。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 この協定の関係かは分かりませんが、今年の6月か7月ぐらいだったと思うんですけども、広域農道の一部で台風前に伐採が行われているのを目にしたとき、日頃から気になっていたこともあり、ほっとした気持ちになったと同時に、毎日通る広域農道沿いだけでも、この木が電柱に倒れたら長時間の停電を余儀なくされるんじゃないかという心配もあります。しかし、地権者とかがいますし、了承なく伐採はできないと思います。

そこで、先ほど答弁がありましたけれども、自治会、各地区では地権者とか木をお持ちの人を把握できていますし、また把握しやすいと思いますので、それぞれの自治会で倒木による停電防止に取り組んでもらうような形が一番効果的かと思うんですけども、そういった仕組みづくりはできないのかちょっと伺います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） ありがとうございます。

自治会を通して支障木の伐採、以前にも空き家とか空き地対策のことについてもご意見をいただいたかと思っております。なかなか行政が切ることよりも、やはり地域で環境美化に努めるという観点もございますので、そのようなことを今後しっかりと検討してまいりたいと思います。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 エアコンに限らず、今の時代は電気が止まると生活ができません。そういう時代なので、積極的にやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

県内で、今年4月3日、サッカーの練習試合中に落雷事故が起き、病院に搬送された高校生18人のうち、搬送時に意識のなかった2人のうち1人は翌日までに意識を回復し

ましたが、もう一人は半年たった10月3日時点も意識が戻っていませんでした。この事故を受け、県内では様々な再発防止策が導入されるなど、危機意識が高まっているようですが、本町における落雷事故防止策について伺います。

○議長（三輪隆之） 社会教育課長

○社会教育課長（岩本 繁） 答えいたします。

本町の主催のスポーツ行事等につきましては、県の推奨している気象庁のサイトナウキャストを活用して、レーダーにて雷雲が確認された際には大会や活動を中止等の判断を町で行います。競技中で落雷の発生が予想されれば、安全な場所に避難するなど適切な対応を行い、競技途中であっても延期などの適切な措置を講ずるようにしております。

なお、今後は、大会主催者等に対しましてもこのような対策を実施するように周知徹底していきたいと思っております。

以上です。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 では、次の質問に移ります。

県教育委員会は、小中高校や県スポーツ協会などに、天候急変の場合は計画変更や中止を促すよう通知し、6月には部活動指導員らを対象に落雷事故防止に関する研修動画を公開し、7月から全教職員への視聴を義務づけているが、現時点においての視聴率及び対策についてというふうに通告していましたが、ちょっと再度確認したら、県教委は、部活動指導員など外部の指導員に対し動画を視聴するように求める一方で、部活動の顧問を務める教員についても全員が視聴するよう、できるだけ早く学校を通じて通知することにしているとあり、義務づけることは検討しているということで、義務づけには至っていないようですが、視聴するように求めているようです。現時点において、視聴率及び対策もしくは現状について伺います。

○議長（三輪隆之） 教育総務課長

○教育総務課長（黒木和秀） 答えします。

落雷の対応に関する動画視聴につきましては、まず部活動指導員につきましては2名いらっしゃいますが、その2名中2名視聴されております。そのほかの外部指導者にもお声がけはしておるところです。また、教職員につきましては、言われたとおり動画については周知を図ってほしいという通知が来ましたので、教員78名中、視聴した教職員が21名ということで、率としましては26.9%であります。各学校において動画の内容について、ほかの職員にも研修という形で周知をしているところでもあります。

落雷対策につきましては、気象庁や気象関係サイトでの情報確認、運動場やプールのほか校外学習での活動場所での状況も把握し、活動の可否を判断しているところであります。

以上です。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 せっかくの機会ですので、より多くの教職員の方に視聴していただくよう、努力義務として対応していただきたいと思います。人には、多分大丈夫と都合よく考える正常性バイアス、正常化の偏見が働きがちです。安全第一の意識を共有し、対応を心がけていくのが望ましいと思います。

次の質問になりますけれども、登下校中、教職員がいない状況での落雷防止策についてどのように指導しているのか伺います。

○議長（三輪隆之） 教育総務課長

○教育総務課長（黒木和秀） それでは、登下校中の落雷事故防止につきましてであります。

雷や大雨などの際につきましては、登下校を遅らせたり、スマホでの連絡用アプリにて保護者送迎等の連絡ができるようにはいたしております。また、児童生徒が登下校中に急激な天候の変化とかが生じた場合に、近くの商店や民家、また子供110番の家、そこあたりに助けを求めて緊急避難ができるよう指導はしております。

以上です。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 次に、新型コロナウイルス感染症に対する質問をいたします。

政府は、オミクロン株の流行に伴う重症化リスクの低下を理由に、2023年5月8日、新型コロナウイルスを5類に引き下げましたが、今も多くの人が脅威にさらされています。厚生労働省の人口動態統計では、昨年5月から1年間で3万2,576人の死亡が明らかになっています。同時期の季節性インフルエンザの死者数は2,244人で、インフルエンザの約15倍と格段に多く、65歳以上が97%となっており、宮崎県の死者数は374人だったようです。

このような状況の中、65歳以上の高齢者と、60歳から65歳未満で医師が認めた者は、令和6年度から予防接種法上の定期接種に位置づけられることとなり、ワクチン接種により新型コロナウイルスに対する免疫力を高め、発症を予防し、発症した場合でも重症化予防となり医療費削減につながることを目的に、9月定例会において、本町の高齢人口40%に当たる1,600人を対象にワクチン接種費用を助成し、接種率のアップを図っていますが、10月1日から開始したワクチン接種の現時点での接種率について伺います。

○議長（三輪隆之） 健康管理センター事務長

○健康管理センター事務長（河野堅一郎） それでは、質問にお答えいたします。

まず、本町における新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種につきましては、令和6年10月15日から開始いたしましたところでございます。現時点での接種率につきまして

は、まだ11月の請求が来ておりませんので、ちょっと10月末の資料しかありませんが、現在1.0%という接種率になっております。
以上です。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 それでは、次の質問ですけれども、一応接種期間が令和6年10月1日から令和7年1月31日までの予定となっていますが、接種時期の延長とか、また対象者に対する接種の啓発とかについて伺います。

○議長（三輪隆之） 健康管理センター事務長

○健康管理センター事務長（河野堅一郎） 申し訳ありません、接種の期間につきましては、医師会との契約によって3月31日までということに延長しているところであります。その後につきましては、もう次年度予算、来年度での検討ということになると思います。

また、接種の啓発につきましては、センターだより、都農ページ、公式LINE等により全町民に対して啓発を実施しているところでございます。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 今、10月末時点ではちょっと思ったよりも少ないのかなと思いましたが、今後、見込み人数を超える接種希望者等あった場合の予算の補正等は考えているのか伺います。

○議長（三輪隆之） 健康管理センター事務長

○健康管理センター事務長（河野堅一郎） 先ほど議員のほうからもあったとおり、1,600人程度の予算は確保しておりますので、それ以上の接種の希望者があった場合は補正予算で対応を考えていきたいと思っております。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 次の質問に移ります。

ワクチン接種による抗体産生維持期間については、人によって異なると思いますが、どのぐらいを目安にしているのか伺います。

○議長（三輪隆之） 健康管理センター事務長

○健康管理センター事務長（河野堅一郎） 抗体の産生維持期間につきましては、各製薬会社ごとにちょっと異なるんですが、一般論としては3か月から6か月ということでは

考えられておるようです。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 ちょっと私も調べてみたんですけども、半年時点で、ほとんどのワクチンの接種者において、ピーク時、接種1週間から3週間後と比べて、抗体価は顕著に90%ほど減少すると言われていています。例えば、半年内には接種をするのが有効だと思いますが、今回ワクチン接種単価は、国助成金8,300円、町補助金5,000円ありましたが、自己負担が2,000円でしたが、助成金等がなかったら1万5,300円になります。この高額になると接種される方が極端に少なくなることが予想されますが、実際の接種助成について考えがあるのか伺います。

○議長（三輪隆之） 健康管理センター事務長

○健康管理センター事務長（河野堅一郎） 次回のワクチン接種の助成についてですが、国の動向とか感染状況を見ながら、来年度の予算で考えていきたいと思っております。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 次の質問に移ります。

順番を変えて、先に6番について質問します。

新型コロナウイルスXEC株は、オミクロン株の二つの系統の組合せにより発生したもので、6月にドイツで初めて確認され、その後、アメリカ、イギリス、オーストラリア、そして日本など複数の国で検出されています。従来の変異株より高い感染力を持ち、中和抗体が効きにくく、急速に感染者を増やしており、11月初めにはアメリカ国内の感染者の28%を占めています。この株が今年度の冬のコロナの流行の中心になると考えられますが、本町において、今後の感染予防の取組について伺います。

○議長（三輪隆之） 健康管理センター事務長

○健康管理センター事務長（河野堅一郎） 冬につきましては、新型コロナウイルス感染症以外にも高齢者が冬にかかりやすい感染症といたしましてインフルエンザや、それらに伴う細菌性肺炎など、重症化しやすいものも多いと考えております。そのことから、様々な感染症に対し引き続き手指消毒やうがい、マスク着用、予防接種等の感染予防に加えて、バランスのよい食事摂取や規則正しい生活等の健康行動について普及啓発を行っていききたいと考えております。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 次の質問に移ります。

老人ホーム愛寿園における今後の感染防止の取組について伺います。

○議長（三輪隆之） 愛寿園長

○愛寿園長（村中日登美） それでは、ご質問にお答えいたします。

愛寿園では継続して感染予防対策を行い、入所者の健康管理に努めております。看護面では、毎朝の検温と手洗い、外出時のマスク着用、手指消毒の呼びかけを行っております。また、11月にワクチン接種を実施し、44名の入所者が受けられました。

なお、感染者が出た場合は、病院受診の対応や感染者の隔離を行います。

また、生活支援面では、コロナ禍での外出制限以降、外出機会の少ない高齢者にドライブや買物支援し、気分転換を図っております。そして、毎日クリーンタイムを設け、施設内の換気と消毒を行っております。

また、職員については、ウイルスを持ち込まないために、毎朝体温をはかるなど、自身の体調管理に努めています。体調不良時には、抗原検査キットを使用し、チェックをしております。また、陽性になったときの連絡体制とシフト勤務調整を行っております。

そして、ご家族への対応として、面会時に検温と体調の確認をさせていただき、また、マスクの着用と手指消毒をお願いしております。

なお、感染の流行時期になりましたら、面会制限と外出制限をさせていただく場合もあります。

以上です。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 次の質問に移ります。

高齢者には現在も致命傷となっており、厳しい感染対策を余儀なく続ける高齢者施設は疲弊しているようですが、コロナ検査キットやケア用品などの感染症対策に用いる備品等の支援はできないのか伺います。

○議長（三輪隆之） 福祉課長

○福祉課長（黒木小百合） 現在、町内の介護施設等から支援に対するご相談というものは来ておりません。

消耗品につきましては、宮崎県からマスク、ガウン、手袋、消毒等の支給がありまして、福祉課で備蓄し、必要な場合に放出しておりましたが、現在、在庫はございません。町立病院では多めに備蓄があるということで、融通の相談には応じていただける旨の確認をしております。

今後の消耗品、備品等につきましては、感染拡大状況であつたり施設からの相談の状況で判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三輪隆之） 黒木幸範議員

○黒木幸範議員 最後の質問をいたします。

保育所、小中学校における今後の感染防止の取組について伺い、一般質問を終わります。

○議長（三輪隆之） 福祉課長

○福祉課長（黒木小百合） 保育所についてでございます。

これも基本的なことが一番大切だというふうに考えております。まず、登園時には健康チェックを行い、検温、手指の消毒というものを行っております。午前中に検温をしております。それから、食事中でございますが、座席は一方向に向けて座らせております。向かい合わせにしないようにしております。職員は児童の近くでの食事というものを避けております。それから、お昼寝等ですが、3歳以上児はベッドで寝るところです。これは、令和4年、コロナ対策で購入をしていただきました。3歳未満児は布団で寝ておりますが、寝る向き、それから間隔というものを配慮しております。おやつ時も手指の消毒であったり検温というところをしております。そのほかとしまして、児童の健康チェック、これは終日行っております。保育室等の衛生管理、換気。そして、使用したおもちゃの消毒。発熱等の健康異常があった児童は保護者へ連絡し、迎えまで別の部屋で待機させる等のことを行っております。職員は全員マスク着用というものを実施しております。

引き続き、基本的な感染防止対策を行いながら、状況に応じた対策というものを講じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三輪隆之） 教育総務課長

○教育総務課長（黒木和秀） 小中学校におきましては、手洗いの徹底、せきやくしゃみの症状がある場合はマスクの着用、教室における換気などを行っております。換気につきましては、効率的な換気を行うために、町内全ての学校の普通教室に二酸化炭素濃度測定器を設置しているところです。また、感染症の予防上必要がある場合は、学校の臨時休業、または学年、学級閉鎖の措置を取るようしております。

以上です。

○議長（三輪隆之） 以上で、黒木幸範議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は9時55分とします。

（午前9時45分 休憩）

（午前9時55分 開議）

○議長（三輪隆之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 松尾隆文議員

○議長（三輪隆之） 2番 松尾隆文議員

○松尾隆文議員 通告に従い、行政に対する一般質問を行います。

まず、保健師の配置についてお伺いします。

前回、9月定例会の文教厚生常任委員会委員長の報告で、国民健康保険特別会計決算認定の審査において、本町の令和5年度の特健診受診率が速報値で47.5%であったこと、また、行政視察を行った岐阜県飛騨市では、保健医療の向上及び福祉の増進を推進するに当たっては、保健師の適正な指導を受けることにより生活習慣病の予防や健康寿命の延伸につながり、医療費の削減に結びついていること、説明担当の保健センター長が、市民の健康課題を明らかにする、受診率は待っていたら上がらない、保健師に机の上で仕事をさせない、現場に保健師を出すと力説されたことを報告しました。さらに、国民健康保険基金が減少し、国保事業の安定的な運営のために保険税を改正しなければならないなど、財政状況は厳しいものとなってきていて、健康寿命の延伸や医療費削減を目指すためには、対象者一人一人に対して家庭訪問等を通した丁寧な保健指導の積み重ねが成果につながり、訪問活動等を充実させることができるよう、担当課、係に対して保健師の適正な配置を要望するとともに、保健師の適切な配置と適正な保健指導が町民の健康と福祉の向上、国民健康保険特別会計の安定的な運営につながるものと確信しますと締めくくりました。

この委員長報告を聞いて、町民の健康管理の最前線の部署におられた町長の率直な感想をお伺いして、演壇からの質問を終え、あとの質問は自席にて行います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） それでは、松尾隆文議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほども、9月定例議会の文教厚生常任委員長の行政調査報告の内容をご説明いただきましたが、その報告に対する私の意見ということでご質問でございます。

2点ございまして、私が感じましたのは、飛騨市保健センター長のお話。先ほどもありました、保健師に机の上で仕事をさせない、現場に保健師を出すということにつきましては、個別指導の重要性を語られたものと考えまして、私も、対象者お一人お一人にしっかりと向き合うことが大事であるというふうに思っております。また、報告では、国民健康保険税のことにも触れられておられますが、本来、国保税のあるべき姿は加入者負担が原則ということで、これまで見直す機会があったにもかかわらず、それを据え置いてきたということも委員長長の報告の中ではございました。加入者に現状の説明をしてこなかったことに関しては、行政としてはしっかりと説明すべきであったというふうに率直に考えれば、おわびするしかないのかなというふうにも思いますが、このため、

今年度において保険税の改定をさせていただいたところでございます。

重ねて、再度申し上げますが、保健師の部分につきましては、対象者一人一人にしっかりと向き合うということは本当に大事だというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之） 松尾隆文議員

○松尾隆文議員 現在、役場には何人の保健師が在籍しているのかお伺いいたします。

○議長（三輪隆之） 副町長

○副町長（瀬尾隆太） 本町の保健師につきましては、福祉課と健康管理センターに合わせまして7名が在籍しております。

○議長（三輪隆之） 松尾隆文議員

○松尾隆文議員 7名ということでしたけれども、この人数について、町長が今年3月の施政方針で述べられた町政運営の3本柱のうちの一つ、保健、医療、福祉、介護の充実が十分に図られると思われておられるのかお伺いします。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 健康寿命の延伸や医療費削減のために特定健診の受診率の向上、それから、先ほどのご報告の内容にもありました生活習慣病や重症化予防に関して、本町では元気だいきチャレンジ事業や、福祉課健康推進係による個別指導、それから介護予防体操など各種事業を実施いたしまして、着実に成果を上げているというふうに考えているところでございます。これにつきましては、現場の状況を踏まえ、実情に合った事業をつくり上げてきた事務的な取組のたまものでもあるというふうに思っております。

高齢化が進む中、健康診断の受診者や個別指導はまだまだ増やしていくべきところがあります。そのためには、マンパワーの確保と体制づくりが重要であるというふうに考えております。

一方で、職員の定数の管理、財政状況等も考慮しなければなりません。事業を推進していく上では、保健師の人数のみならず、看護師、栄養士といった専門職の配置を進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之） 松尾隆文議員

○松尾隆文議員 4番目の質問の答えもされたのかなというふうに思いますが、それでいいんですね。4番目の答えも一緒にされたということで。施策を考えているかということですが、ほかに何か施策があればお伺いします。考えておられれば。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 4 番目につきましては、特定健診上の事業等もございますので、これにつきましては福祉課長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（三輪隆之） 福祉課長

○福祉課長（黒木小百合） 特定健診の受診率の向上、それから保健指導実施率の向上のための施策ということでございますが、健康づくりや介護予防に取り組む人にポイントを付与する元気だいきチャレンジ事業など、町民が楽しみながら取り組める事業や、対象者に来庁いただいて、来ていただいた方に丁寧に保健指導を行うなどの工夫を施すことで、受診率、指導実施率とも目標を上回る成果を上げてきたところでございます。以上です。

○議長（三輪隆之） 松尾隆文議員

○松尾隆文議員 保健師についての最後の質問ですけれども、保健師になるには、看護師の国家試験と保健師の国家試験を持たなければならないということです。人材確保には厳しいものがあると思いますけれども、今後の保健師の採用予定と、また人員確保のための施策をどう考えておられるのかお伺いします。

○議長（三輪隆之） 副町長

○副町長（瀬尾隆太） 現在、特定保健指導においては、保健師と看護師により訪問指導等を行っておりますが、医療費や介護給付費の抑制のためには、保健指導だけでなく、栄養指導を行うことも重要でございます。このため、令和 7 年 4 月 1 日付で管理栄養士を 1 名採用する予定としておりまして、特定保健指導に加えまして、母子保健指導等において栄養指導を行える体制を強化したいと考えておるところでございます。

議員お尋ねの保健師の採用予定につきましては、まず来年度、福祉課と健康管理センターとが連携し、先ほど申した管理栄養士を含めまして保健指導に取り組んでみて、それでもなお保健指導の実施に当たって保健師の人員が不足するということであれば、採用を検討していきたいというふうに考えております。

なお、保健師を採用するとなった場合には、県立看護大学や宮崎大学医学部などには一定数、公務員になりたいという保健師もいらっしゃるというお聞きしておりますので、積極的に受験の働きかけを行うとともに、現在 9 月下旬に行っております採用試験ではちょっと遅いというご意見もありますので、前倒しをして実施するなど、本町に適した人材を早めに確保していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三輪隆之） 松尾隆文議員

○松尾隆文議員 では次に、中町マーケット跡地の活用について質問します。

重要文化財赤木家住宅の保存修理事業が終わり、マーケット跡地に設置されていたプレハブ小屋が撤去されました。マーケット跡地では昨年まで、商店街活性化の実証実験としてみちくさ市が毎月1回程度の頻度で開催されていました。直近では9月18日に都農中学生によるみちくさ市が開催されました。このマーケット跡地について、今後の具体的な活用予定はあるのかお伺いします。

○議長（三輪隆之） 財政課長

○財政課長（野津手道信） 中町マーケット跡地につきましては、現在、夏祭り、みちくさ市等のイベントでの活用及び役場、町体育館、図書館等での行事の際の駐車場として利用しております。今後につきましても、現状で利用可能な範囲で多目的に活用していきたいと考えております。

もう一点、すみません。今後、赤木家住宅の公開の際には、その際の駐車場としても利用する予定にしております。

以上です。

○議長（三輪隆之） 松尾隆文議員

○松尾隆文議員 赤木家住宅のときには駐車場というお話が今ありましたけれども、その見学とかの利活用ですね。赤木家住宅の利活用も含めた町民の憩いの場となるような施策。町長の施政方針でも言われた赤木家住宅及び周辺の活用に向けた環境整備等を図るという施策は考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（三輪隆之） 社会教育課長

○社会教育課長（岩本 繁） お答えいたします。

マーケット跡地の活用については、赤木家住宅との一体的な活用は考えておりません。先ほど財政課長がお答えしたように、多目的な利用で町民に活用していただきたいと考えております。

○議長（三輪隆之） 松尾隆文議員

○松尾隆文議員 その多目的な利用で結構なんですけれども、祭りのときも赤木家利用のときも駐車場という話が出ましたけれども、現在は砂利敷きになっている地面ですけれども、多目的に使うためにはやっぱり芝生敷きがいいのかなというふうには感じるんですけれども、そこ辺はどう考えておられますか。

○議長（三輪隆之） 財政課長

○財政課長（野津手道信） 現在、砂利敷きとなっておりますけれども、これまでどお

り多目的に利用していくということで考えておりますので、現在のところ、芝生敷きなどの整備については考えておりません。

以上です。

○議長（三輪隆之） 松尾隆文議員

○松尾隆文議員 芝生敷きが駄目なら、駐車場ならアスファルト敷きもあるのかなというふうに思いますけれども、ぜひ考えてもらいたいなというふうに思います。

マーケット跡地についての最後の質問になりますけれども、みちくさ市の常設化はできないのか伺います。私もそうですけれども、毎月楽しみにしていた町民の方も数多くおられると思います。実証実験だけで終わってしまうのがもったいないというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三輪隆之） 企画課長

○企画課長（吉川高広） 今のところ町が主体での常設化というのは考えておりませんが、例えば商工会とか各種団体が実施したいというような話があれば、町としても協力しながら中心市街地の活性化につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三輪隆之） 松尾隆文議員

○松尾隆文議員 ちょっと通告にはないんですけども、いいですか。町長、みちくさ市、何回かやりましたけれども、そのみちくさ市についてどのような感想を持っておられるか、すみません、あればお答えいただきたいと思います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 皆さんそう思われているかと思いますが、やはり中心市街地、商店街、店舗が少なくなってきておりますので、そういう意味では、中心市街地の活性化を図るということは大変重要なことだと思っております。その上で、先ほどからマーケット跡地については多目的に活用するというふうに答弁させていただいておりますが、それもやはりいろんな形であの場所を利活用するということも含めて、ただ駐車場ではなく、やはり憩いの場というご意見もいただいておりますので、そういうふうな活用をしっかりと今後も続けていくという必要はあるかと思っております。その中で、中学校のほうにおいてはキャリア教育の一環ということでみちくさ市を開催いたしておりますが、やはりそのような活動も続けていかなければならないというふうに思っていますし、やはり町民の皆さんと一体となって商店街振興を図る上では、そのような催物も考えていく必要があるというふうには考えております。

○議長（三輪隆之） 松尾隆文議員

○松尾隆文議員 最後の質問になります。鳥インフルエンザについて質問します。

川南の農場で高病原性の鳥インフルエンザが確認され、約3万5,000羽の鶏が殺処分されました。過去最多に匹敵するペースで全国に広がりつつある鳥インフルエンザですが、県内では去年1月以来、今シーズンでは初めての発生であり、全国では12例目になるそうです。江藤農水大臣は知事とのウェブ会議で、何としてもこの1か所で踏みとどまるようお願いしますと話されておりました。本町での鳥インフルエンザに対する防疫体制について、注意喚起や予防処置など十分に行われているのか伺います。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） 注意喚起につきましては、高病原性鳥インフルエンザ発生時期前より注意喚起を行っているところでございます。それから、国内で発生した場合には養鶏農家に対して文書及びLINE等で周知をしているところでございます。それから、都農町養鶏振興会の学習会におきまして、本病を含む疾病を防ぐための学習会を実施するとともに、都農町自衛防疫推進協議会が主体となって消毒薬の配布を行っているところでございます。

○議長（三輪隆之） 松尾隆文議員

○松尾隆文議員 農家に対してはやられているということでしたけれども、町民に対する注意喚起というのはやられているんですかね。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） 町民というよりは、農家に対してというのが主になっておりました。そのほか、今は消毒作業とかもやっていますので、それも含めて町民に対しては周知をしていきたいというふうには考えております。

○議長（三輪隆之） 松尾隆文議員

○松尾隆文議員 町内にはため池が何か所かあって、渡り鳥もうちの近くの池には来ているみたいなんですけれども、鳥の死骸を見つけたときなどこうしなさいとか、そういう注意喚起も必要なのかなというふうに思います。また、農家に対して消石灰の配布はもう既に終わっているんでしょうか。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） 11月14日に消石灰20キロを1農場当たり10袋、それから殺鼠剤1キロ、1農場当たり1袋を配布しております。

○議長（三輪隆之） 松尾隆文議員

○松尾隆文議員 万が一にも本町で発生した場合に備えて、養鶏農家や職員の訓練とか器具の点検の実施は行われているのか。また、埋却地の確保はできているのかお伺いして、私の一般質問を終わります。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） 訓練につきましては、担当職員につきましては県が実施しております机上演習、こちらに毎年参加しております。それ以外の防疫作業に携わっていないとか動噴を触ったことがないといった職員につきましては、研修の機会を設けて実施しているところでございます。

それから、埋却地につきましては、国が定める飼養衛生管理基準、これに基づきまして各農家が準備をされていますので、そちらのほうを県の振興局、宮崎家畜保健衛生所、それから建設業協会の方々と一緒に巡回しているところでございます。

○議長（三輪隆之） 以上で、松尾隆文議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩します。再開は10時25分とします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時25分 開議）

○議長（三輪隆之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 勝目文明議員

○議長（三輪隆之） 3番 勝目文明議員

○勝目文明議員 通告に従いまして、ただいまから行政に対する一般質問を行います。

認知症の高齢者は、団塊ジュニアの世代が65歳以上になる2040年には584万人余りに上るという推計を厚生労働省の研究班がまとめました。これは、高齢者のおよそ15%、6.7人に1人に当たります。また、今後独り暮らしの認知症の人が増えると見られることから、家族の支援に限られる中、地域でどう支えるかが課題になってくるとの指摘もあります。老後に独り暮らしをする認知症の人は今後間違いなく増えるとされていますが、家族と離れて暮らすなどしていることが多く、家族の支援を期待するわけにはいかないという問題もあります。

一方、増えていく認知症の人を制度や施策、専門職の力だけで支えていくのも当然不可能で、今後は専門職でない一般の人たちの力を借りざるを得ない状況になってくるものと思われまます。

そして、認知症の人たちは、社会とつながることによって、一定程度、症状の進行スピードが抑制されると言われています。つまり、地域の顔なじみの人たちが声をかけたり一緒に何らかの活動をしたりするということが重要で、日常的な関わりや何らかの見守りといったことについては、一般の方が十分に活躍できると想定できます。行政や専門的な団体が住民の力を借りられるような仕組みをまず公的な力でつくり、そこに住民の方や認知症サポーターの方などに参加してもらい、行政や専門職がその力を借りていくというスタイルでやっていくことが必要になってくるのではないのでしょうか。

本町においては、皆さんもご存じのとおり、不定期ではありますが認知症カフェが神社やお寺などで行われております。そんな中、10月に町内初の常設の認知症カフェが開設されたことで、町内外から幾つか反響があったと聞いております。こうした動きは、今後の広がりにも期待が持てるとともに、行政にとっても、町民の方々の力を借りられるような仕組みづくりに取りかかることは必要な事案ではないかと思われまます。

また、政府が3日の閣議で認知症施策の指針となる基本計画が決定されました。認知症になっても希望を持って暮らしていけるという新しい認知症観の普及を打ち出し、日常生活におけるバリアフリー化や社会参加の機会を増やすなど、施策が掲げてあります。今後、自治体が当事者の声を踏まえて推進計画をつくることになりますが、そのことを踏まえて、今後、認知症の方やそのご家族の居場所づくりなど、認知症カフェ開催要件を満たす団体や個人対象に補助金の交付や活動拠点構築の支援を行うことはできないかということの質問でございます。

あとは自席にて行いたいと思います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） それでは、勝目文明議員のご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。認知症カフェ支援についてということでござひます。

地域の中で自主的な運営活動をしていただく団体が出てきたということで大変ありがたく、また、そのような動きが今後活発になっていくことは大変喜ばしいことだと思ひております。私も日頃から支え合ひの大事さはお話をさせていただいてるつもりでござひます。

日常の生活の中での自主的公助、自助の充実が、地域共生社会の実現に最も必要、効果的であり、行政としましては、そのような団体の活動に協力していかなければならないというふうにも思ひております。

ご質問の認知症カフェ開催団体に対する助成と支援につきましては、その事業内容や、町の取り組むべき施策、方向性、それらも精査をした上で、その必要性について判断してまいりたいというふうには思ひておりますが、まずは自助、共助の部分で、地域内のサービスという形で運営していただけるものかというふうには思ひております。

ちなみに、認知症施策の一つといたしましては、福祉課に生活支援コーディネーターを配置してござひまして、地域への積極的な働きかけを行ひております。その結果、多く

の地区のサロン、それから運動教室等の実施地区が増えてきている状況です。町といたしましては、たとえ認知症になっても、それらの通い慣れた場所に通い続けられるような取組も重要であると考えておりますので、既存の各種施策を再検討、整理しながら、認知症カフェの性質やその規模に合った支援の方法を模索してまいりたいというふうに思っております。

○議長（三輪隆之） 勝目文明議員

○勝目文明議員 今後、議論が進んでいくと思われませんが、なかなか当事者にとっては、私も当事者です。町長もそうなのでしょうけれども、日常生活を送るのが非常に困難な状況に陥る場合もあります。また、こういう施設がたくさん増えることによって、そういうことも解消されるのではないかと思います。オレンジカフェ、認知症カフェに限らず、サロンだとか地域の公民館での運動などが増えていくことが重要だと思います。ただ、推進計画をつくるためにも、こういう動きは重要になるのではないかと思います。

ちなみに、県内自治体においては宮崎市で、宮崎市認知症カフェ運営団体についての募集を行っていきまして、市の認知症カフェ開催要件を満たす団体を対象に補助金を交付して、活動拠点構築の支援を行っています。ここで、金額等においては、自治体規模も財源も違うので、担当課のプレッシャーになるといけませんのでここでは伏せておきますが、近隣の自治体においても何らかの支援があるようです。今後、その辺も踏まえて施策のほうを進めていっていただきたいなと思います。デジタルフレンドリーならぬ、認知症にフレンドリーなまちづくりを目指すのも必要なのかなと思っております。

次の質問に移ります。

タマカイブランドの戦略についてということですが、一般的にブランディングというのは、独自のブランドをつくり、これに対する信頼や共感を通じて自社の価値向上や他社との差別化などを目指すマーケティング戦略の一つですが、ブランドとは、ほかと区別できるものという意味で、ブランディングやブランドをつくって世間に浸透させる活動全てを言います。

前置きはこれぐらいにして、ここに来て陸上養殖かいわいが騒がしくなっていてまいりました。水産庁のホームページを見ていただくと分かると思うんですけども、水産庁の発表においては、令和6年1月1日時点でウナギ養殖を除く陸上養殖業の届出件数が662件ということです。まだまだこれが増えていく可能性はあるという意見もございます。都道府県の届出件数別でいうと、沖縄県に次いで大分県、鹿児島県、九州地方に多い傾向が見られております。またホームページ上で確認していただきたいと思います。

また、それ以外に、12月2日、NTTコミュニケーションズが循環式養殖システムの研究、開発、提供を行う子会社を設立しております。また、12月6日にはサーモン養殖を事業化するという東邦ガス、これは愛知県の方なんですけれども、発表がございました。NTTだとかソフトバンク、JR、そういった大手がこぞって陸上養殖に参入してきています。ただ、その東邦ガスにしる三井物産にしる、最大の強みが大手流通の販売先を持っているということです。ブランド力強化というのは、今後は必至になってくると。最低限必要になってくると思われますので、今後、タマカイの量産化を目指して大規模な養殖プラントの建設を進めるということですが、今のところ希少でネームバリ

ューもないのが事実でございます。この事業の成功の鍵はブランド力を高めることにもあると言えますが、戦略はあるのか答弁を求めます。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 現在養殖に取り組んでいるタマカイにつきましては希少価値が高いということで、魅力の一つということで捉えているところでございます。町といたしましても、メディアを通じて様々な場面でPRをさせていただいておりますが、2月の中間成果報告や宮崎県知事に対する試食会を兼ねた表敬訪問など、テレビや新聞等を通じてPRしていくよう取り組んでいるところでございます。

先ほどお話にも出ましたが、今後は、連携を行っているNTT東日本、西日本の協力も得ながら、販路開拓、それからPR等の出口戦略を検討するなど、ふるさと納税以外にも展開していきたいというふうに考えているところでございます。

また、養殖場に関しましては、国の地方創生交付金や補助金などが活用できないかを検討していくことといたします。

今後は、生産、販売など国の補助申請ができるような計画を検討し、建設と、それから事業推進に対して国の補助が活用できないかを検討してまいりたいと思っております。その上では、先ほどお話もありました、九州地方では養殖が多いということもございまして、姉妹都市である糸満市に来月訪問予定であります。沖縄県の状況等をぜひ視察したいということで、NTT東日本さんと今計画を立てているところでございます。また、11月には国立研究開発法人である水産研究・教育機構と言わば国が水産のことを研究している機関のほうに私とNTTの担当と出向きまして、国内の養殖に関する情報共有等も図らせていただいたところでございまして、今後もそのような連携をしっかりと取りながら、情報収集、それから事業推進に役立てていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之） 勝目文明議員

○勝目文明議員 取組に関してはよく分かりましたが、ただし、ちょっと先日気になったことがあるんですね。先日行われました産業まつりなんですが、これはタマカイではなくクエタマの振る舞いが行われていたんですが、町民の方はどれぐらいこれをご存じだったのかというのも心配になりましたけれども、現場でクエタマのとなり、その振る舞いに至ったストーリーなど、町の施策に関する情報などがそこで全く見えなかったということ。あれでは非常にもったいないなと思います。ただ粗汁の振る舞いとしかなかったような。私もちらっとしか見ていないものですから、それがちゃんと表示してあるというなら反論してください。なかったのと、渡すときに説明して渡すなりしていればよかったのかと思いますけれども、それがなかったということも聞きました。結局何の魚か分からなかったというところもありました。最低限でも、せっかく振る舞いをするんですから、アンケートを取るなり反応を見るなどのアクションがあってもしかるべきだったのではないかと思います。それから、味に関しても、振る舞いを食べたお客様の反応も決していい反応ではなかったことも付け加えておきます。養殖魚のことなのか、

調理方法なのか、この辺のことは今後十分注意したほうがよいと思います。どうお感じになられたかちょっと伺います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 今取り組んでいるタマカイではなくてクエタマのほうは数量が少ないということもございまして、振る舞いのほうに使わせていただいたというのが実情でございます。ただ、一応その振る舞いの際には、タマカイのほうのふるさと納税に関するチラシを一緒につけて配っておりまして、説明の中では、手渡すときには、これはクエタマですよというお話もさしあげていたつもりなんですけれども、どうしても人が殺到したときなどに説明が不十分であったのかなというふうに反省はしているところでございます。それから、チラシとか口頭だけではなくて、確かにこういう事業を町が取り組んでいるという例えばパネルとか、そういうところを準備してやるべきだったなというふうに反省はしております。また、今後はそのようなことがないよう、しっかりとそういう場を生かしていきたいというふうに反省しているところでございます。ご指摘ありがとうございます。

○議長（三輪隆之） 勝目文明議員

○勝目文明議員 ブランド力強化というところには町民を巻き込んでなり町を巻き込んでということが非常に今後大事になると思いますので、その辺は今後よろしくお願ひしたいと思います。商品とか事業の魅力とか価値を、最近でもウェブサイトで、動画、SNSなどデジタル媒体に加えて、パンフレット、DM、セミナー、イベント、そういうオンライン、オフラインの媒体などを用いて町内外へ発信することが、事業成長につながるができる鍵だと思います。これに関しては明日からでもすぐに始められたらよいかと思います。

ちょっと若干話が変わりますが、先日、総務産業建設常任委員会の行政視察として千葉県のかすみ市というところに行ってきましたんですけれども、そこは有機農業の産地づくりの先進地として有名なところでした。有機農業の産地化事業開始時に有機農業者がゼロであったにもかかわらず、それまで難しいと言われてきた有機米の産地化に僅か4年足らずで成功した先進地です。4年という短期間で可能にした最も大きな要因が、学校給食に地場産有機米を100%使用したことにありますが、ちょっと主食の米と高級魚の差の違いはあれど、給食に使用する考えはありますか。伺います。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） 学校給食への提供につきましては、今後、数が増えた段階で考えていきたいと思っております。

○議長（三輪隆之） 勝目文明議員

○勝目文明議員 ご存じかと思うんですけれども、農林水産省のホームページでご当地の郷土料理の魅力ということで、ふるさと給食自慢というサイトの中で、日本全国で提供されている学校給食の中から、その土地の郷土料理や特産品などを取り入れたものが紹介してあるんですけれども、その中に、富山県の射水市というところの給食が紹介されているんですけれども、射水市は立山連峰から良質な水が流れ込む富山湾に漁港を有する海産物が特産のまちなんですけれども、同市の小学校では年に一度、カニを丸ごと1匹食べられる全国で最も珍しい給食が出されております。給食に出されるカニというのは前日の午前中に水揚げされたもので、大きさにばらつきがなく品質がよいものが選ばれて、6年生の子供たち一人一人に1匹ずつのカニが提供されております。それらのカニは仲買人によってゆでられ、一度冷凍庫で保管。その後、保冷剤の入った発泡スチロールに包装されて、徹底した鮮度管理の下学校へ届けられるということですが、ベニズワイが給食で提供される日、子供たちは提供元の新湊漁業協同組合の組合長からベニズワイガニの生態や漁法、食べ方などを教わり、また、給食委員会による校内放送や掲示場への掲示でベニズワイのことを楽しく学べるように工夫してあると書いてあります。そのベニズワイのことはまたそのホームページ等で確認していただけるといいと思うんですけれども、全国的にも珍しいこの給食というのは、地元の子供たちにふるさとの特産物であるベニズワイガニを食べさせてあげたいと、その新湊漁業協同組合の発案で2003年度から旧新湊市の小学校8校を対象にして始まったところなんですけれども、そこが2005年の市町村合併で射水市内の全ての小学校15校に拡大して、子供たちが地域の自然や食文化に関する理解を深める機会になったと言われております。特色のある給食として県内外に情報を発信することで、ベニズワイガニと射水市の知名度アップを狙いつつ、地産地消を推進しているということなんですけれども、ちょっと話がブランド化と外れているように思われるかもしれませんが、先ほどの千葉県のいすみ市も、今の富山県の射水市も、学校給食への提供というのは地方のブランディングに欠かせない要素になっているのは間違いないので、今後とも、先ほど答弁にありましたとおり、漁獲高が多くなった時点でまた考えていただけるといいのかなと思います。

次の質問に移ります。

○議長（三輪隆之） 勝目議員、答弁は要らないですか。かなり長いあれだったので。

○勝目文明議員 一応説明と提案ということですが、どうでしょうか。

○議長（三輪隆之） 執行部は何かあれば。なければこのまま流します。町長

○町長（坂田広亮） 富山の件は、またホームページ等で勉強させていただきたいと思いますが、千葉県のいすみ市、もし資料があればご提供いただければありがたいなと思います。いろんな可能性を探っていくべきだと思いますし、本来のご質問のブランド化というところもしっかり取り組む上で、他方のいろんな参考事例を取り入れて、積極的なPRをしていきたいと思いますし、給食に関しても、やはり地産地消は大事なことだと思います。特にやっぱり子供の頃から地元の食材に触れる、それから地元の文化に触れる、本当に大事なことだと思っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと

思います。ありがとうございます。

○議長（三輪隆之） 勝目文明議員

○勝目文明議員 今、町長からも地産地消の件が出ましたが、今、学校給食への供給というのは非常に重要な要素になっているような話なので、そのところ、またよろしくお願ひしたいと思います。

次ですが、観光資源整備についてでございます。先ほどまでは食材、商品のブランディングの話でしたが、今度はちょっと地方のブランディング施設の話になります。今まで何度もこの場で議論してきた案件でございます。現在の進捗状況と今後を聞きたいと思ひます。

まず、道の駅の増床についてということですが、令和6年6月の定例会で、今後協議を再開していきたいということだったんですが、協議を再開されたのかどうか。されているならば、どういう状況なのかお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 道の駅の増床につきましては、今指定管理を行っている株式会社都農まちおこし屋さんとの協議はまだ行ってはおりません。ただ、施設についてのいろいろな要望についてはお伺ひしておりまして、例えば雨が降ったときの対策とか、そういうところについては協議をしているところでございます。

それから、本題は増床についてということでございますが、これにつきましては各種団体と意見交換はさせていただいております。その中で、どのような形でこの施設の活用の仕方を今後考えていくのかというのは非常に重要なことだとは思っております。ただ広めるだけではなくて、やはり商品価値を上げていく、町内の製造品を増やしていくということも含めて、施設の在り方というのは、要は都農町内の消費につながる、都農町にお金落ちるといふところをしっかりと目指して今後協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之） 勝目文明議員

○勝目文明議員 いろんなところからいろんな要望があると思ひますけれども、協議を重ねた上で慎重に、その辺の増床なり。なぜこれを何度も言うかという、道の駅からの要望もあるんですが、ある程度のところまで絵ができていたという話も聞いていたもので、それがその後どうなっていくのかなというのが興味を持ちましたので質問させていただいております。あと、雨よけの施設のほうも進んでいるという話も聞きましたし、また、今入り口が自動ドアで一重だけになっているんですが、それを二段構えにできないかとかという、そういう要望もございまして、またそれも詳しく聞いていただいて、進めていっていただきたいと思ひます。

次がワイナリーの丘整備についてなんですけれども、これも何度もこの場で議論して

おります。令和5年の12月議会、ちょうど1年前ですが、整備を県と業者と協議をしながら定期的に維持管理をしていくという答弁がございました。現状はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） ワイナリーにつきましては、施設といたしましては駐車場のトイレの改修、これを急ぐべきではないかということで検討を進めているところではございますが、そもそもの景観の部分につきましては、私もこの1年、なかなか手が回らなかったなというふうに反省しているところでございます。ワイナリーの下の方の森林環境保全林ですか、あちらの方の整備を専門の業者さんに委託しているというところは進めてきたところではございますが、全体的な、町民の皆さんから見てワイナリーがきれいだねというふうに言われるところにはまだ程遠いというところは反省しておりますので、来年度に向けては、その環境美化を図るという点につきましてはしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之） 勝目文明議員

○勝目文明議員 実は、ここのところの整備状況を見させてもらっていたんですけども、ワインまつりの前後でいいますと、整備をさせるのもいいんですけども、整備の後のチェックも必要かと思えます。草を切った切り株の跡も、かなり上のほうで切っている。その跡が残っていたり、切った草もそのままそこに置いてあって、道路にはみ出して非常に見苦しい状況になっていましたので、ぜひ整備状況のチェックというところもお願いしたいと思えます。

次ですけども、尾鈴キャンプ場についてでございます。これも一旦議題にのって、何度か検討会も行われたというところでございますが、最近はちょっとその話を聞いていないので、現状を教えてください。お願いします。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） キャンプ場につきましては、現在は現状維持という形で環境整備を行っているところでございます。特に尾鈴山の自然の影響で倒木等が多いということもございまして、その支障木の伐採等は行って、定期的な見守り等は行っているところですけども、施設の整備については手が回っていないのが状況でございます。先ほど道の駅の計画の絵みたいなのがあるということをお話がありましたが、キャンプ場についても構想の図はございますけれども、なかなかそれを全てやるということに関しては財政面で非常に厳しいというところで、現在は整備の予定がなかなか立っていないのが現状でございます。

○議長（三輪隆之） 勝目文明議員

○勝目文明議員 財政上の件もよく分かります。先ほどのワイナリーもそうですが、せめていつでも行って気持ちがいいような、そういう整備だけでも、現状維持を心がけていただければなというところでございます。

続きまして、赤木邸の件でございますが、令和5年10月定例会でも保護と活用について議論させていただきました。今年6月には保存修理も完了したところですが、今年から先立って、ずっと宮崎大学の地域資源創成学部の学生さんたちにもお願いしていたところですが、赤木邸を題材にした地域探究実習をされております。11月1日に現地実習が行われて、29日にその成果の発表が行われたところでした。せっかく今きれいな状態になっております。その中で、湿気による畳のカビや壁の染みだったり、学生さんたちの指摘にも湿気による障子の破れなどが見られたということでした。これはすぐに対処していただいたみたいなんです、せっかくきれいな状態になったわけですから、最低限現状を維持する取組が大事だと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（三輪隆之） 社会教育課長

○社会教育課長（岩本 繁） 今後の現状維持の維持管理でございますが、今までと同じように庭木などの庭の剪定などの管理については民間に委託していきます。当分の間のふだんの掃除、窓開け等の掃除等は社会教育課の職員等で維持管理をしていく予定になっております。

○議長（三輪隆之） 勝目文明議員

○勝目文明議員 なるべく空き家というか、家は風通しがよくないとカビが生えたりだとかいろいろ出てくるので、またそこを補修するというと、またそこにお金がかかってきたりするので、その辺はなるべく定期的をお願いするのと、例えば今後、塀の整備とかというのも出てくると思うんですけども、以前から言われているのが、台風のと きなどには、以前からマーケットがあったのが、そこがないために、強風が直撃するために簡易なものでは壊される可能性があるんじゃないかということをお心配されておりました。最初から強風に耐え得るだけの強固なものにしなければ駄目なんじゃないかと。一時しのぎだけではなく、今後長い間耐え得ることを前提にしたものをつくっていただきたいというのと、話は戻りますけれども、学生さんたちの意見で多かったのが、これらの観光資源を線で結ぶ取組が必要だと。デジタルを駆使した情報発信に力を入れるべきだと。これは先ほどのタマカイもそうですけれども、なるべく町の情報を発信するために力を入れてくださいということでございます。

一つ提案なんですけれども、学生さんたちの指摘の中に、道の駅の情報コーナーに赤木邸の情報がなかったということがございました。もう一つ、赤木邸に街灯が必要との意見がありました。これに関しては11月1日のときに、防犯のためにも、せっかくきれいになった赤木邸をライトアップぐらいはしたほうがいいんじゃないかということをおのほうからも提案させていただきました。これぐらいはすぐにでもできそうなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） まず、道の駅のほうの資料等については確認させていただきたい
と思います。掲示させていなければ、するようにしていきたいと思いますが、街灯、暗
いということに関しては、やはり塀ができていないと、どうしても防犯上の問題で、建
物に何らかのいたずらをされるとか、そういうのがあるといけないということで、なか
なかライトをつけるということをやっていないというところも事実なんですけれども、
ただ、逆に暗いというのも、そこはご指摘いただいている部分は分かりますので、そこ
については検討させていただきたいと思いますが、ライトアップにつきましては、赤木
邸の所有者の家族の皆様とも意見交換をする場が12月にありますので、その中でちょっ
とご協議をさせていただきたいと思います。

○議長（三輪隆之） 勝目文明議員

○勝目文明議員 先ほどからいろんな話を単体でやらせていただいていますけれども、
それを、学生さんたちを引き合いに出すのもあれなんですけれども、多かったのがやっ
ぱり先ほども申し上げたとおり線と線を結ぶ政策が必要なんじゃないかということが非
常に多く出ておりました。町長が今後どのようなまちづくりをしていくか、しっかりと
施策で示していただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（三輪隆之） 通告にありませんが、答えますか。町長

○町長（坂田広亮） ご指摘いただきました道の駅、それからワイナリー、そして尾鈴
キャンプ場、都農町を代表する観光資源でございますので、特に美化を進めるというこ
とは必要最小限だと思っておりますので、その点につきましてはしっかりと進めていき
たいというふうに思います。

○議長（三輪隆之） 勝目文明議員

○勝目文明議員 以上で終わります。

○議長（三輪隆之） 以上で、勝目文明議員の一般質問を終わりました。
ここで暫時休憩します。再開は11時10分とします。

（午前11時 1分 休憩）

（午前11時10分 開議）

○議長（三輪隆之） 休憩前に引き続き会議を開きます。
ここで町長より発言の申出がありましたので、許します。町長

○町長（坂田広亮） 先ほど松尾隆文議員のご質問でございました鳥インフルエンザ関係で、追加でご説明させていただければと思います。

お話の中でため池の件が若干あったかと思いますが、県のほうが町内のため池の調査をしております、全部ではないんですけれども、西の郡のため池で野鳥の数とかの調査を行っているということでございまして、もしその調査の段階で異変等、例えばちょっと死骸があるというふうなことで鳥インフルエンザの検査をしてそのような反応が出れば、消石灰を散布するということになるということでお伺いしております。それから、一般家庭用の愛玩の皆様方に対する消毒薬の配布について、先ほどご説明いたしましたが、これにつきましては、消毒薬が準備できるかどうかちょっと確認しておりましたが、消毒薬の準備ができるということです、19日付の週報で周知して、各ご家庭の方々にも消毒液のほうの配布を始めていきたいと思っております。

以上でございます。

4 番 日高真之議員

○議長（三輪隆之） 引き続き一般質問を行います。
4 番 日高真之議員

○日高真之議員 それではまず、質問に関する論旨を述べたいと思います。私は前回の議会で水産事業に反対の立場から討論を行っております。その流れで本日も質問を考えてきました。

私の個人的な認識ですが、現在本町で進められている陸上養殖及び水産加工センターはほぼ手探り状態で本日に至っております。無計画の中で判断を迫られた町長の苦労もはかり知れません。町長は、手探りの中でもとにかく動かし、暗い闇の先にある明るい展望を目指しているのだと思います。

昨年、私はこの場で町長に、坂田丸の船出という表現で期待を伝えました。しかし、期待した坂田丸は、広大な海原には船出せず、陸上に上がり、暗中模索の状態です。それでも、坂田丸に期待を寄せるとすれば、小さな水槽から飛び出るタイミングを的確につかみ、勢いをつけて、坂田町長本来の仕事場である大海原に船出してほしいと思っております。

そこで、通告に沿って、まずは水産関係から質問を行います。

第1ステージのクエタマは、産業まつりで販売されると思っておりましたが、みそ風味の鍋料理として来場者に振る舞われました。クエタマの収穫量と振る舞いにより、試食された方の感想、そして、在庫があれば今後どう処分していくのか伺います。

演壇での質問はこれで終わり、あとの質問は自席にて行います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） それでは、日高真之議員のご質問にお答えいたしたいと思います。
水産振興事業につきましてでございます。

まず、さきの産業まつりにおいてクエタマの振る舞いをさせていただきました。このクエタマの最終的な数は46尾でございます。また、お話がありましたとおり、約500人分の鍋料理として振る舞いをを行ったところでございます。これにつきましては、先ほど勝目議員からもお話がありましたとおり、アンケート等を取るべきだったかなというふうには思っておりますけれども、あくまでも振る舞いという形で町民の皆さんに提供させていただいたものでございまして、アンケートの結果等についてはございません。今後につきましては、事業の趣旨等を踏まえてしっかりとPRをしていきたいと思っております。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 タマカイよりも数段値段の高いクエタマ養殖を断念した理由を伺います。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） クエタマを断念したわけではございません。こちらに関しましては、2月の中間成果報告会や全員協議会のほうでご説明させていただいているとおり、連携します岡山理科大、NTT東日本等との協議におきまして、希少価値の高いタマカイに注力していくということでございます。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 断念はしていない。びっくりしました。成長の速いタマカイですが、その飼育に1年を要します。飼育費用は年間700万円と聞いております。その壁を乗り越えて初めて利益が出と思いますが、クエタマよりも安い単価のタマカイ、どのように今後利益を出していくのか伺いたいと思います。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） クエタマより安いとおっしゃられていますが、ちょっとそこはまだ市場価格等を精査してからご判断いただきたいと思います。まだ実証実験段階でございますので、まだ利益は出る段階ではございません。利益を出すのは第3ステップ、こちらのほうで民間企業を誘致した段階で利益を出すということになります。ですので、今まだ数が少ない状況でございますので、魚が育てられるかどうかの実証段階ということでございます。もう一度繰り返しになりますが、利益を出すための段階ではございません。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 タマカイの収穫量とふるさと納税返礼品に加工した数量、寄附受付状況と完売時期の見込みはいつ頃か伺います。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） タマカイの採取尾数は178です。それから、加工品の数量は300パックほど用意しております。それと、寄附の状況につきましては、昨日現在で申込件数が鍋用で51件でございます。一尾へのほうは1件でございます。完売時期につきましては、こちらのほうはまだ分かりません。
以上です。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 新聞等の報道では、第2ステージの目標は、実験養殖とか本格稼働、こちらの二つの言葉が耳に入ってきます。どちらが本当なのか伺います。また、実験養殖なら目的と経費の総額をどのくらい考えているのか。また、本格稼働であれば販売計画総額と経費を伺いたいと思ったんですが、本格稼働ではないというさっきの答弁ですから、実験養殖になろうかと思えます。第2ステージの目的。何の実験なのか。経費の総額、教えてください。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） 第2ステップの目的につきましては、これも全員協議会などでご説明をしておりますが、民間企業誘致に向けた大型水槽での養殖魚に関するデータ、こちらの収集、それから販路開拓等も含めて、事業化に向けた実証段階ということでございます。それから、経費につきましては、設計費、こちらのほうが約2,000万を見ております。それから、建設費ですが、約2億円ということで見ておりますが、こちらのほう、当初の計画が2億円としておりますが、昨今の物価高騰等によりまして2億円を超えるんじゃないかと思込んでおります。それから、稚魚代、管理費等がかかってくるものと思われます。
以上です。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 5番ですけれども、この陸上養殖、課長のほうから説明ありましたように第3ステージの民間への移譲が最終目的だと思います。その建設場所はどこか伺います。また、その際、第1、第2ステージの養殖場も含めて民間へ移譲するのか、考えを伺います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） この事業の目的は、全員協議会等でもお示しさせていただいておりますが、移譲ありきではございません。第3ステップで民間企業の資金を活用した陸上養殖事業を展開するということで、民間企業が都農町に養殖場を建設し、都農町で陸上養殖事業を展開していただくことが目標というふうに位置づけております。ですので、移譲というよりも、企業さんのご要望とこちらの意向が合えば、そこで事業を展開していくというふうに考えているところでございます。場所につきましては、工業団地として整備した現在の名貫の多目的広場を予定しております。また、繰り返しになりますが、ご協力いただける民間の業者さんが決まりましたら、現在の施設をどうするかということも併せて議論をしていくことになるというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 ちょっと言葉足らずで申し訳ありませんでした。移譲というのが、そういう手法について移譲というような形で捉えておりました。町長言われたように、民間にやっていただくという話でしたけれども、第1、第2についてはそのまま町がやるということですか。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） これにつきましては、第2ステップになりますと、今協定を結んでいる都農町と岡山理科大学、それからNTT西日本・東日本、この4者で協定をしているわけなんですけれども、実はこの協定が3月いっぱいまでということで、今後どのような形でこの協定を継続していくかというのは議論が必要な部分がございますけれども、今のところNTTさんとは事業を継続して共同で連携した形で事業を推進していくというお話は常日頃からさせていただいておりますので、そういう形で事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 6番にいきます。民間業者が仮に本町に入ってきた場合、これまで取得したノウハウの権利等の請求が発生するのかわかります。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） それまでの取組に対する対価は頂きたいなというふうには考えておるところでございます。
以上です。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 請求するということ。しない。ちょっと聞き取りが。すみません。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） 請求するほうで考えております。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 今4者協定ですが、当初の3者協定の中で、第三者の場合ということが書いてあります。利用の許諾、利用条件は別途協議とありますので、しっかりそこ辺は請求して、本町のためになるような取組をしていただきたいと思います。

7番です。第3ステージの民間業者と水産加工センターの関係は、契約等によって確保されるのか伺います。また、その時点で水産加工センターも民間業者へ移譲する考えがあるのか伺います。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） 第3ステップで民間企業、ここで取り扱われる養殖された魚の取扱いにつきましては、当初の契約等で加工場を利用するよう話を進めていきたいというふうに考えております。それから、加工場を民間へ移譲する考えはないかということですが、施設そのものを移譲する考えはございません。
以上です。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 加工センターと養殖場は一体と考えれば、しかも加工場の今後の運営とかそういった部分にかかる費用を考えれば、民間の業者さんが来たときに、それを移譲して一緒にやってもらったほうが、民間の業者さんにとっても自分の加工場として使えるわけですから、このタイミングを逃してしまうと、ずっと町が加工センターを維持していかなといかん。そういうような考えになると思います。もう一度そこ辺はどう考えていますか。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） 今おっしゃられたとおり、養殖場と加工場は一体と考えております。町としましても、今現在、人材育成に力を入れているところでございます。できれば、加工場につきましては、町内の関係者で組織されたもので運営をしていければというふうに現在考えているところでございます。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） すみません、追加で説明させていただきますが、養殖にも取り組みますけれども、養殖の魚だけでは加工場の運営はできないというところもございますので、その部分につきましては、他の魚種等をしっかり水産加工場で加工するという視点も持っておりますので、そこら辺も併せて水産事業を振興していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 分かりました。

8番、ふるさと納税返礼品業者である都農町水産振興・加工品開発協議会の所在地を教えてください。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） 都農水産加工センターにございます。
以上です。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 同じ場所にあるということです。加工センターについては現在、熊本の業者さんのほうで利用契約を結んで利用されているというふうに考えています。その中で、同じ事務員なり従業員なり施設なり、そこを熊本の業者さんと開発協議会が一緒に使うということで問題はないのでしょうか。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） この協議会の職員につきましては、人材派遣の会社でありますひょうすんぼ、こちらのほうに移籍をしていただいて、そちらのほうで人材派遣の仕組みを利用させていただくということになります。
以上です。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 管理が違うということで認識されているかと思うんですが、総務省が定めているふるさと納税の経費基準、半分以上、50%以内というところがあるかと思いますが、そういう中身をきっちり分けた上の計算とかいうことができるのでしょうか。そこ辺まで私は考えてすべきだと思うんですけども、どうですか。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） そこら辺の取決めはできると思います。それから、何でもこの加工場内にあるかといいましたら、加工場の設立の準備のために動いていただいた職員たちでございますので、加工場ができた段階でここに移ってきたということでございます。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 苦い経験を思い出してほしいと思うんですけれども、ふるさと納税の指定取消しになったときにもやはり議会の中で、これを続ければ総務省のそういう基準違反になるんじゃないかというような質問が議員のほうからもされております。そこで協議をされたのかされないのか分かりませんが、結果としては指定取消しになっておりますので、課長のほうの今答弁にあったように、確認されているのであれば、さらに念を押すような確認をしていって、分からんところがあれば総務省に確認するとか、そういうことも含めてやってください。答弁があればお願いします。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） ありがとうございます。そこら辺につきましてはしっかりと線引きをしてやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 11月8日に搬入したタマカイの稚魚、ウイルスに感染して死滅しております。全滅した場合、被害総額は幾らになりますか。また、リスク回避策として保険への加入等を検討できないか伺います。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） 被害額としましては稚魚購入費、こちらのほうが217万3,600円でございます。こちらのほうが被害額となるかと思います。それから、保険の対応につきまして、全員協議会のほうでもご質問がございましたが、こちらのほう、今制度設計中でございます。こちらが整い次第、早急に加入したいと考えております。
以上です。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 次の稚魚搬入予定としては、はっきり分かっていると思いますが、それと、ウイルス感染の原因追及なしに進められないと思うんですが、原因追及についてはどういう状況でしょうか。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） 次の稚魚につきましては、12月中旬、下旬に入れられたらよいかなというふうに考えております。それから、ウイルスの件につきましては、県の水産試験場、こちらのほうにご協力を仰ぎながら、いろいろご指導を受けているところでございます。

以上です。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 まだ原因自体はつかめていないということですか。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） ウイルスの名前も解明されております。そういう意味では解明はされております。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 これまでいろいろそういう水産に関する質問をしてきましたが、まだまだ心に残るのは不安しかありません。そういう意味で、既に設計段階に入っているとは思われますが、第1、第2ステージで投入する経費の回収のめどがつくまで、また第2ステージの着工を一旦停止できないか伺います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 第2ステージについて、一旦停止できないかというご意見でございますけれども、まずもって、冒頭お話がございました、この事業を実施するに当たっては、事業計画であるとか今後の展開であるとか、なかなか先が見えない状況で引継ぎを受けました。そういう意味では、まず昨年から1年間はその必要性を考える時間をいただいたというふうに思っております。立ち止まるというよりも、しっかりと方向性を見る時間をいただいたというふうに思っております。その上で、第2ステップの目的は、先ほども申し上げましたとおり、まだ実証段階でありますけれども、この取組をしっかりと企業に見ていただいて、しっかりとその次の段階に持っていくということが大事だというふうに思っております。この件につきましては、今までの議会、それから議会の全員協議会でも説明をさせていただいているところではございますが、他の自治体、それから企業さんからも多くの問合せをいただいております。この事業に対する注目度、特に陸上養殖については全国的にも広まりつつありますので、この取組も国内で活発化しておりますので、他の自治体に先行して取り組んでいきたいということで考えておまして、都農町の新たな産業として育成し、外貨を稼ぐということが最終の目的であるというふうに考えております。

民間はスピードを求めています、いつまでも都農町で事業を実施しないとかな

か先に進めないということになりますと、NTTさん等との連携等もございますので、そこら辺につきましてはしっかりと事業の組立てをしていかないといけないと思っておりますし、先ほど勝目議員のお話の中でもご説明をさせていただきましたが、財政状況等を考えますと大変厳しいものがございますので、国庫補助が頂けないかというところもしっかりと検討してまいりたいと思っております。ただし、新たな取組というところもございますので、国のほうの要件等に合わなければ補助が頂けない可能性もございますが、そこら辺は農林水産省、それから先ほどありました国の機関等にしっかりと要望等を出して、補助が頂けないかということを積極的に検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 国の交付金についてはぜひ受け取れるような取組をしていただきたいと思います。意気込みは十分理解できました。反対するものではないんですけれども、やはり確実な後ろ盾というか、そういうものがないと進めないなと思っております。特に第1、第2ステージ、これは準備段階という話でした。その準備段階の中で2億とか、1段階では数千万入っているかと思うんですが、そういう費用を投入した上で準備という言葉がまだ出てくるということですね。しっかりそこ辺を頭に入れて準備を進めていただきたいと思います。いいですか、答弁は。答弁があれば。

○議長（三輪隆之） 答弁あるかないかは私が決めますので。町長

○町長（坂田広亮） 先ほどから申しておりますけれども、やはり財政状況等を考えれば、町の単費だけでやるということではやっぱりいけないというふうに思っております。そういう意味では、やはり政府のほうも選挙を受けて変わってきております。地方創生というお言葉も出ておりますので、そういうところの補助等をしっかり活用していくということが大事になるかと思っておりますので、取組を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 次、2番の大枠にいきます。

公務員の退職管理・再就職等規制の運用について、これまで質問してきましたが、個人情報等の理由により明るみにされることはありませんでした。であるなら、今後同じことが起こらないように先議すべきで、すぐにでも対策の検討が必要です。そこで、他の自治体が実施している再就職先の公表を条例で定めるべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 公務員の再就職に関するご質問でございますが、本町におきまし

ては、町を退職し、企業等に再就職した元職員による現職職員への働きかけ等を規制した都農町職員の退職管理に関する規則が平成28年7月29日に施行されておりまして、退職管理の適正化に取り組んでいるところでございます。

退職する職員に対しましては、書面等を用いまして、地方公務員法第34条関係、これは退職後の守秘義務と、第38条の2関係、これは元職員による町に対する働きかけ等の規制といった規制違反に対する制裁措置等について説明を行い、対象者に対しては周知を行っているというところでございます。

再就職状況の公表につきましては、国家公務員法において、国家公務員には離職後に営利企業等に再就職する場合の届出の義務がありますけれども、また、その公表も規定されていますが、地方公務員に関しては公表が義務づけられていないことから、本町では退職管理に関する条例を制定はしておりません。

また、総務省が令和5年に行った地方公共団体における退職管理に関する取組状況の調査においては、再就職状況の公表を行っている団体は、都道府県及び政令指定都市では100%だそうです。ただ、市町村につきましては26.9%にとどまっているというところ。

一方、現在、令和5年4月1日から施行されております地方公務員法の改正によりまして、段階的に定年年齢が引き上げられることになっておりまして、管理監督職の職員は、60歳になった年度の次の年度には管理監督者以外の職種に降任する管理監督者勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制が導入されております。ですから、60歳になったら課長ではなくて、課長の下で仕事をするというような形になります。また、希望する者は定年退職後も65歳になるまで再任用職員として働くことができる制度に、現在既に移行しているところでございます。

このような状況の中、年に数人しか退職がない本町におきましては、再就職情報の届出義務を課す対象者の範囲や届出の義務づけ期間などについては慎重に検討すべきだというふうに考えております。

しかしながら、地方公務員の再就職に関する公平性、透明性を確保するための措置を講じることは必要であることも認識しておりますので、全ての職員の定年が65歳になった段階で、そのときの退職者の状況等を踏まえ、再就職状況の公表を含めて方策を検討してまいりたいと思います。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 るる説明ありましたので内容としては分かったんですが、要は一言で言えば、だからそういうのは抜きにして本町で定めましょうという提案なんですよね。私としては。それはなぜかという、今まで、私が議員になる前からの議会ですずっとそういうことが協議されて、結局終止符は打てなかった。だから、それはしょうがないとして、ここから先を、そういう嫌な思いをそのときされた方もいるだろうし、質問されて勉強した方もいろんな方がいる。そういう方が今後発生しないように、もう本町で今から決めましょうという話を私はしています。そして、事例では都城市が再就職先の届出、公表を行っています。また、大分市については副市長も対象として、再就職先の名称、役職等を公表しています。ですので、この問題はずっと議論され、最後まで明るみになることはなかったもので、ここから先を考えて条例を制定しましょうという提案です。

答弁をお願いします。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） これはご質問の2番ということ。1番の続きということですよ。先ほども申しましたとおり、公務員の制度が変わってきておりまして、特別職についてはまたこの2番のほうで議論がされるものかと思うんですけども、一般職につきましては、先ほどのような制度の中での運用だというふうにご理解いただければというふうに思います。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 一般職についても私は公表してくださいということだったので、今後検討してください。

2番にいきます。平成26年第4回定例会で、町長ほかの天下り禁止条例制定が提案されました。公務員の規則対象をさらに町長などの特別職にも広げるものと私は理解しています。町長自身が私利私欲のために業者へ便宜を図ることを規則や条例で防止することが目的だと思います。町長ほか特別職に職務倫理を遵守させるために条例を制定してはどうかと考えます。見解を伺います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 地方公務員の退職管理、それから再就職等の規制につきましては、地方公務員法において、元職員が離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけを離職後2年間禁止しております。地方公務員法です。また、職員が利害関係企業等への再就職を要求するなどの行為は禁止されており、罰則規定もあるところでございますが、地方公務員の再就職全てを禁止するものではありません。さらに、町長ほか特別職にはこれらの退職管理の規定等は適用されないのが規定上の現状でございます。加えて、日本国憲法第22条第1項におきまして、何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有するとの規定もございまして、職業選択の自由が保障されておりますので、その規制については相当程度の必要性、合理性が求められるというふうに思っているところで、現在この条例化というのは非常に難しい状況にあるというふうな認識でございます。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 前町長が平成26年に議員とやり取りをしております。その際に、町長の答弁としては、趣旨が分かればするというふうに答弁しております。その趣旨が分からないんですけども、議員のほうからは、そのときの趣旨としては、そういう先ほど町長が言われた職員の退職管理・再就職等規制の運用に基づいて、特別職もやったらどうかという内容でした。それ以上のことはなかったんですね。だから、多分今でもされて

いない。だから私は、今言った退職管理規程にプラスをして、特別職の職務倫理を遵守させるということを趣旨に加えましょうと言っております。町長自身は農業という地盤があるので心配しておりませんが、今のままでは数百万、数千万の助成金を出したところに再就職ができるわけです。さらに言えば、再就職を目的に多額の助成金をその業者に出すことも考えられます。趣旨の一つに職務倫理遵守を挙げましたが、特別職の町長が自分の立場を悪用し、収賄等の私利私欲に走り、挙げ句の果てが再就職先として便宜を図らせる。この場合、倫理を個人に判断させてはいけないんです。全ては町民の税金の上にあるからです。条例によって町長にも特別職にも倫理を遵守させることが大事だと私は思います。どうしても条例を制定すべきだと思います。それができるのは今の町長、坂田町長しかいないと私は思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） ご指摘のとおり、特別職の倫理というのはまた別物であるというふうに私も思います。先ほどよりお話ししておりますが、日本国憲法において職業選択の自由ということで上位法がある以上は、そちらに従うというのが原則でございますので、この条例化が本当にふさわしいかどうかということになると、今の時点では厳しいというふうに考えておりますが、その倫理の部分については確かに何らかの取決めとまではいきませんが、そういうものがあってしかりかなというふうには思います。その上で、先ほど私個人のことに触れられましたので、私は、例えば町長退職後において、例えば指定管理を行っている企業であるとか、例えば誘致をした企業さんに再就職するということは、やはりいかなる状況であってもすべきではないというふうに思っておりますし、そのような働きかけをもって事業を推進することは、決してあってはならないというふうに肝に銘じたいと思います。それから、再就職はしないということも宣言させていただきたいと思いますが、ご指摘の倫理の部分については、また行政側のほうでしっかりと議論は進めていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 まずは個人的なところに踏み込んでしまって申し訳ありませんでした。その上で、町長のそういう宣言的な言葉もいただきましたけれども、前町長も同じようなことをおっしゃっています。ずっと代々町長はそういうことを言うんだろうなと今思いました。でもやっぱり倫理の部分はどうにかくぎを刺すようなこともやっていかないと、新聞によく贈収賄とかいろいろ載ります。やっぱりそこ辺も考えた上で、また取組をお願いしたいと思います。ここはもう答弁はいいと思いますので、2の3番にいきます。

リフォーム奨励事業で、補助金請求の支払いを証する資料として銀行振込書を提出すると、領収書ではないので手続できないと言われたそうです。国、県の補助金手続も同様に行われているのでしょうか。条例を、領収書または支払いが確認できるものと内容を変更すれば、こういうトラブ的なものにはならないかと思いますが、見解を伺います。

○議長（三輪隆之） 建設課長

○建設課長（齋藤謙吾） それでは、お答えします。座って失礼します。

都農町住宅リフォーム奨励金交付要綱では、第6条において、交付申請の際に必要な提出書類の一つに、工事金額の支払い領収書の写しとあるため、現在、領収書の提出をお願いしております。国、県の補助事業についてはあまり事例がなく確認できておりませんが、都農町財務規則第190条においては、領収書またはこれに代わるべき書類ともあることから、今後はほかの同様な事業との調整を行いながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 3番にいきます。ふるさと納税事業を含む産業振興について質問します。

町長は、ふるさと納税再開時に、ふるさと納税に頼り過ぎない財政運営にすると発言しております。令和7年度がもう目の前に来ておりますが、その取組状況を伺います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 財政運営につきましては、基金充当事業に限らず、全ての歳出について、真に必要な取組なのかどうか、その目的や効果に基づき全庁的な見直しと点検を、当初予算の検討、ヒアリングの中で継続的に行ってまいります。また、ふるさと納税以外の歳入を増やすという努力を行う必要があると考えておりまして、例えば交付金、国、県等の補助金が活用できる事業については積極的に活用していくということで、先ほど養殖の件もお話ししたとおりでございます。町有資産につきましては、利活用の状況等を踏まえ、売却や有償貸付けなどによる活用を積極的に図っていきたいというふうに考えております。

税收につながる産業の振興、これにつきましては、地域内経済循環の推進、収益を生み出せる仕組みづくりを学ぶために、全職員を対象として職員研修に取り組むことを始めたところでございます。具体的には宮崎大学の経済の先生にお越しいただきまして、都農町内の産業等を含めた地域循環の取組について勉強会を始めたというところでございます。このような視点を意識しながら財政運営に取り組んでいきたいというふうに考えております。

7年度の予算につきましても、各種事業の目的や効果検証、先ほどもありました点検をしっかりとやってまいりますし、活用できる交付金、国、県等の補助金の調査も積極的に取り組んでまいることによって、ふるさと納税に過度に頼り過ぎない財政運営を今後もしっかりと模索してまいりたいと思います。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 2 番にいきます。夏の果樹農家繁忙期ですが、隣町でも実施された送料無料企画を本町は見送っております。無料企画に頼らず商品力での運営が大事だと理由を聞きました。もう年末です。来年 3 月まで川南町では送料無料が実施されます。畜産も園芸も露地も、今年の夏は特に災難の年です。町長が言うところの送料無料に頼らない商品力強化の取組状況を伺います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 送料無料につきましては、都農町の場合は令和 2 年から実施をしておりましたが、実施期間としては 7 月から 10 月の商品について送料無料を実施していたのが現状でございます。これにつきましては、コロナ禍で人や物が動かない状況を何とかしたいということで実施に踏み切っていたということで考えておりますが、今はコロナも 5 類に移行いたしましてコロナ禍前の状況に戻っているということで、送料無料はしないという判断をさせていただきました。

その上で、本町では地域活性化起業人制度という国の制度を利用いたしまして、東京の大手企業の方に都農町に来ていただいております。都農町の特産品の販路開拓や特産品の開発などを手がけていただいております。この制度により、都農町の農産物をインターネット通販、EC サイトで販売をしておりますが、ブドウやミカン、肉類などの売行きは大変好調で、商品によっては早い段階から予約をされている購入者もいるということでございます。それだけに、商品力があるものは送料無料にしくなくても売れるということで、よいものは販路をしっかりとすれば売れるということだと思っております。

そういう意味では、年末商戦もいろいろ各事業所さんで考えられているところであるかとは思いますが、特に冬場は農産物等が少ないものですから、なかなか手がけるのも大変だとは思いますが、それぞれがしっかりと商品力を高めるための努力をしていただきながら、町としてもそれらに対するバックアップをしっかりとやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 よいものは売れるんです。よいものは売れます。金持ちが買います。安いものも売れるんです。やはり苦しい人が安いものを買います。そういう考え方もあると思います。今、町内では年末商工企画が公開されておりますけれども、強化という意味合いからも、送料無料を実施すればダブルで効果があるんじゃないかと私は思っております。町民 1 人当たりの予算を見ると、川南町よりも都農町のほうが約 38 万円多いんですね。多いにもかかわらず、川南町ができて都農町ができない送料無料がどうしてなのかなと私は思います。送料無料は、商業、農業の面から、そしてそれを利用する町民サービスの面から、せめて隣の川南町とは土俵を同じにすべきだと私は思っております。この年末です。厳しい人はたくさんいます。少しでも都農町からよそに行かれていく子供や親戚に送ってやりたいという方はいっぱいいます。どんなでしょうか、検討は。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 私もたくさんの農家の皆様からのご意見は直接いただいているところでございます。川南でできて何で都農でできないのかというふうなお声に対しては、本当に心苦しいところでございますが、商品力を上げていただくということと併せて、財政状況が厳しいということもお話をさせていただいているところでございます。また、送料無料に関しては、最近町内の店舗等でも、ある一定の商品については送料無料をするということで、販売者側の努力も必要かというふうに思っております。物が売れるのは生産者の利益につながりますが、送料無料を考えますと、町外の方の利用も多いということもございまして、補助金が町外に流れているということも一つ要因として考えられます。財政状況が厳しい中でありますので、何とか都農町の物産が選ばれるよう、商品力を大事にさせていただきたいということでお話をさせていただいております。そういう助成金、補助金につきまして、特に農業、それから商工業補助金につきましては、町内で利益を上げてもらうためのいわゆる投資であるというふうにも考えられますので、できれば町内のほうで流通にしっかり力を入れていただくということで、商品力の向上を述べさせていただいているところが現実でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 財政が厳しいということですからあまり無理は言えませんが、取組については検討は続けてしていただきたいと思います。

3番にいきます。当時、町長が産業振興課であった2017年、水産振興策で6次産業化プロデューサーを募集しております。6次産業化の重要性は釈迦に説法なので割愛しますが、本町の産業振興を考えると、すぐにでも取り組むべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 6次産業化の重要性ということでのご質問でございます。6次産業化につきましては、本町でもフードビジネスタウン構想事業に取り組んでおりまして、企業からも相談はいただいているところでございます。都農町に進出したいという6次産業を手がける業者さんからのご相談もいただいております。ただ、問題は、企業が工場等を立地するための用地の確保のところの問題になってまいりますので、このあたりも含めて、道の駅近くの土地の整備を進めているというところでございます。

また、6次産業化で言えば、水産業の加工場、それから養殖、これにつきましても水産業夢未来プロジェクトで取り組んでおるところでございますので、ここら辺もしっかりと進めていきたいと思っております。

先ほどもお話をさせていただきましたが、地域活性化起業人の方が町内の農産品を使った飲食品の開発等も手がけていただいております。これにつきましては、宮崎大学の農学部の方のお力もいただいているところでございますが、飲料品であったりお菓子

の開発、こういうのも視野に入れた取組も行っておりますので、しっかりと進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 いろいろ取組をされていることは承知しております。9月24日に県が主催するひなたMBA6次産業化研修に参加しました。偶然そこに3組の都農町から見えた方が同席されました。6次化の考え方としては二つあります。一つはなりわいとして生計を立てることで、原料は農家の主力品であるA品が対象になります。もう一つは農家の小遣い的な感覚で、この場合、原料は主力品でなくB品です。6次化により道の駅などの品種が増え、相乗効果が見込まれます。反面、6次化には幾つかの壁があります。私が考える6次化は、後者の小遣い程度の取組を推奨すべきだと思っております。

そこで、都農町でも今現在いろいろ町長が言われたように取組がありますが、それをさらに加速させる意味で、佐土原の宮崎テクノロジーパークに宮崎県食品開発センターがあり、オープンラボという6次化に取り組む初歩の段階を体験できる施設があります。加工から販売までのスキルを習得し、場合によっては自宅に加工施設をつくることになります。このオープンラボを既存の公共施設、例えばワイナリーの施設とか旧都農高校に導入すべきだと思っておりますが、見解があればお願いします。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 宮崎県工業技術センターがオープンラボですね。これにつきましては、町内の農作物を加工する事業者さんがこちらにご相談をされて、加工品を開発したという状況はご説明いただいたところでございます。そういう意味では、このセンターを活用するというのも大事ですし、先ほど申しました宮崎大学のほうの知恵もお借りしながら、そういう特産品開発を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（三輪隆之） 日高議員、3番まで取りあえず昼間やりたいと思いますが、まだ続きますか、3番。続きありますか。これでいいですか。

ここで暫時休憩します。再開は1時30分とします。

（午後0時 5分 休憩）

（午後1時30分 開議）

○議長（三輪隆之） 休憩前に引き続き会議を開きます。日高真之議員

○日高真之議員 ちょっと午前中の補足ということで、町長のほうにしたいと思います。オープンラボについてですが、ひなたMBAの研修には都農町の方が3組参加されているということを話しましたが、1組の方は定期的にそこを利用して商品をつくられている方で、もう一人の方は財団で商品開発に携わっている方です。こういう6次化を本業とする方がそういうオープンラボの指導者となってみんなを引っ張っていくようなイメージを私は持っておりますので、何かあれば一言。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 3組の方が、私が思っている方はお一人多分そうだと思うんですけども、今回も12月21、22日にふじみ市、マルシェがありますが、そのような催しにも積極的にご参加をされている方だと思います。その皆さん方のご意見等もまた踏まえながら、しっかりと6次化に取り組んでまいりたいと思いますので、お願いします。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 もう一人の方は地域おこし協力隊の方で、直接は携わっておりませんので、省きました。

次、3の4にいきます。ふるさと納税は、やはり指定取消しの影響もあって厳しい状況です。総務省は経費割合を50%以内とし、制度の趣旨を明確にしました。その意味でも本町は経費削減に真正面から取り組むべきです。

そこで、ふるさと納税業務委託契約が切れる令和8年度の対応について、考えを伺います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） ふるさと納税の運営、管理全般の業務につきましては、そもそも委託した経緯が、当初は町でやっていたんですけれども、制度上、納税証明やワンストップ特例、寄附者の税の申告等に関する事務の部分もございまして、今は委託をしておりますし、令和8年度以降も専門の業者へ委託して実施することのほうが最善であるというふうには考えております。

委託業務につきましては、寄附者や返礼品取扱い事業者の対応だけでなく、高い専門性が求められるデザイン業務や各ポータルサイトの構築等がございます。とはいえ、全てを委託しているわけではございませんで、特に2年間の取消しを受けまして、返礼品事業者さんと協議し立ち上げました事業者協議会等の事務、また返礼品に対する寄附者からのご意見等については、引き続き財政課担当で事業を行っているものであります。

とはいえ、ご指摘のとおり、寄附額が1円でも多く残る取組は大変重要でございますので、今後も経費の節減には鋭意努力をしてまいりたいと思いますし、令和8年度の委託内容についてもしっかりと精査していきたいと思います。

○議長（三輪隆之）

日高真之議員

○日高真之議員 契約を更新するという答弁だったかと思います。本町は財政も厳しいという話も午前中、町長のほうからありました。本町がふるさと納税業務を委託している子会社に業務委託をしたのは平成30年12月の寄附額が約96億のときです。委託するかしないかによって効果は違いますが、効果は手元に残る寄附金額、この分が違ってくるということだと思います。委託料を6%とすると、平成30年度の寄附額で計算すれば約5.8億円が手元に残ります。来年度、仮に50億円の寄附があれば、3億円が手元に残る計算となります。委託しなくても経費はかかりますので、それを差し引いても1億は手元に残るのではないかと、ざっと計算をしてみたところです。

どういうふうに契約を解除して、当初やっていたような自分たちでやるかという部分なんです。大枠は平成30年までやっていたのでその流れだと思うんですが、当時なかったのはつの未来財団です。つの未来財団が統括的な業務を受けてもらうということがベストだと私は思います。財団の自立という意味からも、好機到来と前向きに検討すべきです。方法としては、株式会社NTTデータ経営研究所が、自治体は外部委託業務の内製化でふるさと納税の最適化を目指せという記事がありますが、そこを見れば大方分かってくるんじゃないかと思います。そして、先日行政視察で行ったNTT中央研修センター、ここでも内製化に関するコーナーがありました。アウトソーシングからインソーシング、内製化はふるさと納税業務に限らず、これから人手不足問題を解決するツールとして必須です。ふるさと納税業務や行政業務の見直しは待ったなしです。契約解除を検討すべきですが、もう一度見解をお願いします。

○議長（三輪隆之）

町長

○町長（坂田広亮） すみません、先ほど最後が契約解除。ですから、令和8年度以降についてはしっかりと内容を精査いたしまして、その上で、業者の選定からしっかりやり直していきたいというふうに思っておりますので、引き続き今の業者さんがすることではなくて、しっかりと業者の選定はやるということで考えているところでございます。

それから、財団の自立というご発言がございました。これにつきましては、都農町から寄附口座に必要な資金を財団に預けて業務をやっているというところもございしますが、確かに自立する方向性をしっかりと見極めていく必要もございしますので、この自立については今鋭意協議を行っているところでございます。また、NTTさんにつきましても、現在、水産事業のほうでも連携を取っておりますので、そういう意味では、他分野についてもしっかりと意見をいただきながら事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三輪隆之）

日高真之議員

○日高真之議員 ぜひ、株式会社NTTデータ経営研究所の分については目を通してみてください。

次、4番にいきます。今年の夏は特に酷暑で、夏祭りに参加した子供たちが大変だったと聞いております。熱中症を含む酷暑対策として、先ほどの午前中の質問でもありましたとおり大変かと思いますが、子供関連の行事をどのように本町としては考えているのか伺います。

○議長（三輪隆之） 教育長

○教育長（中西浩美） それでは、お答えいたします。

夏祭りにつきましては、都農中学校の3年生がみこしや太鼓台に、また吹奏楽も参加しております。小学校では都農小がエイサー、南小が南っ子太鼓、東小が奴踊の披露をしております。地域行事への参加は大事なことです。児童生徒の体調管理面を考慮し、参加時間の短縮、早めの給水、補食、救護などを学校や保護者が中心となりサポートした上で参加している状況でございます。

ご質問のとおり、夏祭りの参加につきましては、酷暑の問題や生徒数の減少の影響もあり、児童生徒への負担が大きくなることは心配しているところでございますので、今後、学校や保護者だけではなく、関係機関も含めて参加の在り方については協議してまいりたいと考えておるところでございます。また、少年団やスポーツ推進委員主催の夏のイベントにつきましても、子供たちの体調に注意し、必要な対策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 2番にいきますが、道の駅内の休憩室、ここは高齢者と中学生の憩いの場でした。本来は道の駅に立ち寄るドライバーや乗客の休憩スペースだと思います。町民のための酷暑対策として、交流館や都農高校跡地を活用した憩いの場はできないのか伺いたと思います。午前中の議員の質問で、町長のほうから図書館、また役場等を考える答弁がありました。そういったクーリングシェルターについて、夏場の一時的なものじゃなくて、私は図書館が休みのときに道の駅の休憩室に行って使わせてもらいましたが、年配の方と中学生が一緒になって話をするんです。ずっと長いこと。そういう交流が目の前であるんですね。それを、ある一定期間じゃなくて、やっぱり年間を通してそういうことが発生するような場所を私は憩いの場というようなことで、それをすれば酷暑対策にもなるし、クーリングシェルターにもなるんじゃないかなと思いますので、その辺の見解をお願いします。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） まずもって、ご質問にあります交流館と都農高校跡地のことが記載されてございますので、この部分についてまず触れさせていただきたいと思いますが、一の宮交流館自体は今商工会が事務所で入っているスペースになりますので、これにつきましては各種行事等の貸しスペースということでございまして、常時、憩いの場という形で開放するのは難しいというところで考えているところでございます。また、都農

高校跡地につきましても、劣化度調査等によって状況等はお示しさせていただいているとおりでございますが、要は建物の中にもう既に使えない校舎があるというところも踏まえて、それをいかに解体しながら整備をして使えるように持っていくかというところを、今、財政状況等も勘案しながら検討を進めているところでございます。特に会議室等のスペースで使うのであれば、トイレの整備とかというのを早急に取り組まなければいけません。これに相当額の費用がかかるということでございまして、近々のうちに憩いの場としての利用に供するような形の整備ができるのはちょっと厳しいのかなというふうに考えているところでございます。

お話がありましたとおり、憩いの場としては一の宮の交流館を利用させていただいているのは、そういう意味では多世代交流につながっているのかなというふうにお伺いしたのでは感じるころではございますけれども、図書館をルールを守って使っていただくとか、その他、高齢者用の憩いの場はございますので、そのような施設の有効活用ができないかを検討してまいりたいと思います。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 中町公園にあるブランコの周辺は帰りの学生さんが必ず立ち寄って、みんなでぶらぶらしながら話をして、交流もしております。そういった木陰の下での交流とか、そういった建物、施設に限らず交流の場というのを広く捉えてもらって、場所づくりを検討していただきたいと思っております。これについては返答は要りません。

次、3番にいきます。働き方改革で時間外勤務については厳しくなるばかりです。先生やこども園、学校等からその対応について相談は来ていないのか伺います。

○議長（三輪隆之） 教育長

○教育長（中西浩美） お答えします。

教育委員会のほうに学校の教職員からの直接の相談は来ておりません。また、保育園を所管する福祉課に確認しましたところ、町内の保育施設におきましても相談は届いていないということでございます。

以上です。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 相談は来てないということで安心しますが、もしこれから来る相談については前向きに対応してほしいというのと、定期的なアンケートとかを実施して、待ちの姿勢でなく率先してそういう対応はしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次、4番ですが、令和5年12月議会で教育長は、キャリア教育を民間に委託する必要性についての質問で、地域や民間の力を借りるべきところは借りていきたいと、民間コーディネーターとの連携が必要と答弁されております。次年度も民間委託で行うのか伺います。

○議長（三輪隆之） 教育長

○教育長（中西浩美） お答えします。

令和5年12月の議員ご質問にありました中学校総合的な学習の時間のつの未来学につきましては、本年度も民間のコーディネーターと教師が目的を共有しまして授業を進めております。その中で、中学校3年生が行いましたみちくさ市では、暑さの中で教師と生徒が汗を流しながら一体となって取り組んでいる姿が見られました。その後3年間、系統的につの未来学を学んできましたこの3年生並びに全教師に、民間コーディネーター活用の効果について、学校が意識調査を実施しております。その結果、どの項目も肯定的な意識を示しておりましたが、特に生徒は、地域やそこで働く人のよさを知ることができた、総合的な学習の時間にやりがいを感じたなど、主体的に学習へ取り組んでいる結果が得られております。また、教師についても、教師が考えつかないような視点からの授業展開や計画を提案してもらえた、学校職員では手配できないような外部講師を呼んでもらうことができたなど、様々な側面から授業をコーディネートしてもらうことの効果が上がっております。

このように、地域や民間の力を借りることは、学校教育に新たな価値を加え、未来を担う子供たちの可能性を広げることになるのではないかと考えております。

学校からは、次年度も引き続き民間のコーディネーターによるつの未来学を継続していきたいという要望も上がってきておりますことから、次年度においても引き続きコーディネート業務は委託でと考えているところではございます。

以上でございます。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 私は、みちくさ市とかキャリア教育とかを否定するものではなくて、そこに年間800万の委託料を払うというところを言っています。800万がほかのほうに使えるのであればほかのほうに使って、みちくさ市なりキャリア教育、その辺は自分たちでやれるんじゃないかと、そういう考えを持って言っております。

キャリア教育コーディネーターということをおっしゃいました。コーディネーターの定義は、キャリア教育の支援を行うプロフェッショナルということで書いてあります。本町のコーディネーターは、教育のプロフェッショナルではなく、多分、まちづくりのプロではないかと私は思います。そこに800万円を委託料として支払う費用対効果が見合いません。教育長は、生徒が進路について意識を持っている効果を答弁されましたが、この業者さんも同じことを言っていっぱいします。将来、本町で会社をつくりたいが15%、町をよくするアイデアがあるが30%、これを専門用語で言えばK P I というのはそうですが、日本語では重要業績評価指数ということで、この中間的な業績の評価がこのK P I ということで、15%、30%あるから効果があるということをおっしゃっているんですね。そこを認めて教育長も同じことを言われたんだと思います。しかし、その最終地点を、K G I という言葉があります。それは、重要目標達成指数ということで、結果なんです。将来子供が起業するか、帰ってくるかと。そこが保証できるかできないか

なんですよ。できないのであれば、やはり800万円の使い方は考えるべきじゃないかと私は思います。

そして、民間の力を借りて教育をするということもおっしゃいましたが、宮日新聞には奇跡の教室という連載があります。つの未来財団の水永理事、これは名前を出していいかと思いますが、教育に新聞を取り入れる宮崎県N I E推進協議会の会長です。子供に必要なものは、様々なリテラシー、これは読み書きの能力です。身近な例として、最近SNSの問題がありますが、何が事実で何がうそなのか、自分で判断する能力を身につけるために必要な教育です。教育のヒントは身近なところにあります。これは実際、私が現場を見たんですが、神社のところで毎日遅れてくる子がいます。その子に本町の職員が遠くから犬の声でわんわんと言うんですよ。子供がそれに返すんですよ。わんわんと。犬の言葉で挨拶するんですよ。やっぱりそういう教育者もいるんですよ。私はできると思います。そして、その子が言ったのは、神社のほうに曲がって、僕はこの坂道が一番嫌と言いました。やっぱりその坂道を嫌にならないためのことを私たちは考えるべきじゃないか。そういうことが教育じゃないかなと私は思います。

話は戻りますが、そういう外部委託をしなくてもキャリア教育の材料は身近なところにたくさんあると思います。そういうことも含めて、800万という費用の使い方がキャリア教育でされている部分についてどういう認識があるか、お願いします。

○議長（三輪隆之） 教育長

○教育長（中西浩美） つの未来学につきましては400万、それから、今年から小学校から中学校に、やはりキャリア教育というのは系統的に行わなければいけないと考えまして、今年度は小学校5、6年生、特に6年生を対象に中学校につなぐということでつの学をお願いしまして、そちらのほうで400万ということで、小学校、中学校合わせてということになります。

議員ご指摘のように、学校のほうで先生方ももちろんいろんな意味で子供たちに関わって教育を行っておりますが、やはり先ほどから申しておりますように、この委託によりまして非常に先生も子供たちも効果を得ている。特にこのつの未来学、これを主体的にやっているというところは事実でございますので、議員ご指摘のようなところは、学校教育で子供たち、それから先生たちが魅力的で感動的な場に、どういう学校教育を行わなければいけないのか。ただ、このキャリア教育だけではなくて、今進めております幼保小中一貫、そこも進めております。それから、ICT、これはもうこれからの大きな課題だと思っておりますので、そちらのほうも学校の中で取り組みたいと思っておりますが、何度も申し上げますが、やはりどうしても今働き方改革も言われております。学校の教師のみならず、民間や地域のお力を借りる時代に今はなっておりますので、そこら辺の力を借りながら、今後よりよい教育を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 時間がありませんので、次いきます。

町内公共施設の管理状況の中で、道路や公園の管理を確認すると、管理が行き届いていない箇所があります。管理されていても、自治会や個人の協力が大きな力になっていることも明白です。最近では自治会の未加入や高齢化、人口減少問題もあり、ボランティア的な協力を求めることが難しくなりつつあります。

そこで、行政の守備範囲、この守備範囲というのは、町長がよく自助、互助、共助を言われますが、そうじゃなくて公助の部分で、この公助の部分を守備範囲として明確にすべきではないかと思っております。認識を伺います。

○議長（三輪隆之） 建設課長

○建設課長（齋藤謙吾） それでは、お答えします。

建設課では、642路線、総延長約341キロに及ぶ町道の草刈り、補修作業に加え、公園、普通河川、幹線排水路、他課管理町有施設等の維持業務を行っています。乗用草刈り機やトラクターの導入による作業の効率化を図っていますが、頻発する自然災害や多くの住民要望への対応などもあり、十分な維持管理ができていないのが現状であります。

また、地元自治会などで町道などの維持管理作業をされる場合は、燃料支給を行ったり、地区内公園の草刈りを行う場合には乗用草刈り機の貸出しを行っていますが、高齢化や人員不足により、インフラの維持管理は大きな課題であると認識しております。

今後は、行政と地域住民との共同作業という観点から、ご指摘のとおり、町で維持管理すべき施設と、地元利用者の皆様に協力していただく施設の区分を進めていくことが重要であり、それを推進するための事業創設など新たな仕組みを構築できないか、全庁的に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 最後になりますが、自助、互助、共助の部分については、去年の議会で私、自治会の活動費の上増しを言ったかと思うんですが、特にその中で自治会が本町の持ち物を管理したりボランティアでやったりとかいうところがあれば、そこは特に町が補助してあげるとか、活動費をちょっと別途足してあげるとか、そういうようなことでまた自治会自体が、内部がうまくいくような手助けも必要かなと思っておりますので、これを最後の質問にします。答弁があればお願いします。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 自治会活動の件につきましては、本日、冒頭、幸範議員のほうからも自治会のお力を借りるところもご提案いただいたところでございますので、そこについては、ある意味、自助、互助、公助の部分の役割をしっかりと自治会の皆さんと議論をしていかないといけないというふうに思っておりますが、ただ、やはり自治会にお願いするばかりではなくて、行政の守備範囲を例えば自治会にお願いする、例えば老人クラブにお願いする、そういうような形の中で、つのコインでポイントを付与する

とか、そういうことを今社会福祉協議会と、何かそういう仕組みができないかというところを協議しているところでございます。ただ、形になるのにはちょっと時間がかかるかなというふうに思いますけれども、そういうところもしっかりと検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（三輪隆之） 以上で、日高真之議員の一般質問を終わります。
町長より発言の申出がありましたので、これを許します。町長

○町長（坂田広亮） すみません、お時間をいただきまして。先ほど松尾議員のご質問に追加でお答えさせていただいた際に、鳥インフルエンザの関係で、町内の各ご家庭に対し消毒液等の配布を行っていきたいというお話を申し上げましたが、週報の発送日を12月〇日と申し上げましたところ、12月は年末の関係で1週ずれておりまして、次の発送日は19日でございました。おわびして訂正させていただきたいと思います。19日の誤りでございます。

○議長（三輪隆之） ここで暫時休憩します。再開は14時5分とします。

（午後1時56分 休憩）

（午後2時 5分 開議）

○議長（三輪隆之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 木下 豊議員

○議長（三輪隆之） 5番 木下 豊議員

○木下 豊議員 それでは、ただいまから行政に対する一般質問を行います。
初めに、災害対策について質問いたします。

夏の台風被害、特に突風や10月の大雨は、今までの想定を覆した現場も多くあったと見受けられます。当初予算編成に当たり、町として、今後に向けた改善対策や、三日月原の出水事案等、大規模事案に着手する計画はないのか伺います。

演壇での質問はこれで終わり、あとの質問は自席にて行います。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） それでは、木下豊議員のご質問にお答えしたいと思います。

災害対策についてということでございます。

夏の台風、それから10月の大雨等に関してのご質問でございますが、8月の台風10号、10月の線状降水帯による集中豪雨により本町でも大きな被害が確認され、特に10月豪雨につきましては雨水排水計画上の基準雨量を上回る降雨によるものと想定されております。

本町といたしましては、今回の豪雨により被害を受けた道路、橋梁等の公共施設や農業用施設、耕作農地、農業用水路等の復旧対策として、国の災害復旧事業の活用や、町単独事業の農業災害復旧支援事業維持管理費等により、それぞれの条件に合わせた対策を実施していきたいと考えており、その事業費を今回の12月定例会に補正予算として提出させていただいております。

ご質問にありました今後の大規模災害等への改善対策についてでございますが、町内全ての町管理施設を今回の雨量に対応するように改善するというのは非常に困難なことでございます。今回に限らず、冠水被害が確認されている県道都農綾線、それから岩山、黒丸地区の河川、これにつきましては令和7年度以降に国、県と協議を含めて対策を検討してまいりたいと思います。

特に三日月原の冠水につきましては、特に都農町議会からも宮崎県に対して毎年要望を上げていただいている事項になりますが、湯の本の都市下水路流域につきましては既に調査を行っておりますが、事業費や工事の難易度等も課題が多いことから、今後も実施に向け、引き続き検討していきたいと考えております。

今回の台風、豪雨被害等を含め、自然災害は激甚化、頻発化しており、全国で毎年のように大規模災害が報告されております。本町におきましても、今後も関係機関と連携しながら、防災減災対策を進めていきたいと考えております。

○議長（三輪隆之） 木下 豊議員

○木下 豊議員 それでは2番目の、商店街で話を聞くと、三日月原側から県道を通じて駅通りと旧国道の交差点に雨水が流入し、以降、北町まで流れ込むのは日常的で、皆さん諦めておられる感もあります。いずれの道も都市計画道路に計画決定し、長期間放置してあるが、何かをどこかで着手しないと、永遠に放置しますとの意思表示にはなりませんか。

○議長（三輪隆之） 建設課長

○建設課長（齋藤謙吾） それでは、お答えします。

県道都農停車場線については、その大部分が福原尾道籠線として、また旧国道については坂の上名貫線として都市計画決定されております。ご指摘のとおり、都市計画決定以降、福原尾道籠線の区画整理区域以外については事業化されておられません。

現在の状況についてですが、坂の上名貫線については、令和5年度より計画幅員の変更などを含め、実施に向けての調査計画を行っております。ただし、事業化に至るには都市計画決定の変更や多大な事業費など様々な課題があることから、今後も早期の事業化に向けて検討していきたいと考えております。

また、福原尾道籠線の整備については、都農インター線、現在の国道10号三日月原交差点、都農綾線の排水問題などとの関連性が強く、今後も県と協議を進めていく予定ですが、旧国道との交差点付近の雨水対策解決のためには、県道都農綾線からの流入量を減少させなければならないため、まずは来年度より都農綾線の雨水対策について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三輪隆之） 木下 豊議員

○木下 豊議員 そもそも雨水が国道を横断して町なかに、町中心部に流れていくということが問題ではないかというふうに思います。地域住民の方の安心安全な暮らしを守ることが優先だと思いますが、そういうことがずっと続いておりますので、計画だけで実行に移さなければ机上の空論ということになりかねないというふうに思います。今お聞きしたところ、そういう計画はある。いつ実行するかは分からないということによろしいのかなとは思いますが、こういった説明は、やっぱり住民にはしていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。

確かに綾線の水は、国道三日月原を流れて流れる水というのは、大量の水が流れてきます。トライアル付近だけで対処するのは難しいんじゃないかと。さっきおっしゃったように、三日月原から湯の本を流れて上町川付近に流れていくという案も多分検討されているかどうかは分かりませんが、そういう案もありますし、また三日月原のほうは農業用水があります。これは、春の山線、あそこの児玉自動車付近に落ちてきた水がそのまま名貫川のほうに流れていくんですけども、今回のように大量の雨が。10年に一度、5年に一度。前は2018年の9月に、約6年前にあったと思うんですけども、そのときも大分雨水が流れてきております。関心を持っておられる住民の方からの写真ももらったんですけども、このときも大量の水が出ておりますが、今回はそれ以上の雨水が流れ込んできておまして、大変な事態になったというふうに感じております。三日月原から名貫に流れる水路も、住民の方に聞くと、もういっぱいだったと。以前、18年のとき、当時の建設課の方がブロックを積んでかさ上げしておられるんですけども、それも越えていくような水量であったと。この件に関して、対策としてどういうふうな対策。先ほど言われた、もっと水路を広げるというような対策は考えていらっしゃるんですかね。お伺いします。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） 県道都農綾線の雨水対策につきましては、確かに例年、問題視されておまして、逆に言うと、少しの雨でもどうしても10号線を渡る豪雨になるというところもございまして、早急な対応を求めている声が多数寄せられていることは認識をしているところでございます。特に、都農インターができて、都農インターからトライアルの前の交差点までの雨水がやはり多くなっているのかなというふうに考えますし、ただ、先日、10月末の豪雨というのは本当に何年に一度かとは思いますが、ただ、それで住民の皆さんが大変雨水対策に困られているのも事実でござい

で、一応県の高鍋土木事務所のほうには土木事務所長さんに現地を見ていただきまして、直接図面等で排水対策ができないかというのを検討いたしております。高鍋土木事務所さんのお力を借りて、何とか水を分散していくということを考えなければ、いつまでたっても問題は解決しないというふうに考えて、今、協議を、11月の末に検討会をさせていただきました。その上で、確かに分散すればどこかよそに水が流れていくのも事実ですし、ご指摘の名貫の農地保全整備事業で実施しました排水路につきましては、どうしても民家の手前でカーブになっておりまして、そこで水がオーバーするということもあって、そのカーブの手前のところから工法をちょっと考えるか、もしくは水路のもっとかさ上げをするとか、そういうような対処が必要だというふうに認識はしております。ただ、今後綾線のほうの水をいかに分散させるのかというのと、そっちの末端のほうの処置等をセットでやらないと、どこかにまたひずみが出てくるということになりますので、両方併せた検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之） 木下 豊議員

○木下 豊議員 前向きな言葉をありがとうございます。ただ、PDCAサイクルというのがありますよね。計画して、その後実行してもらわないと、あとのチェック、アクション、評価、改善というのができないですね。ですから、まずつくって、やってみて、それからどういう結果になるのかというのをやってもらわないことには、次の手の打ちようがないというふうに思います。先ほども言いましたけれども、このプランだけ、計画だけを持って、その後に実行していただかないと、なかなか前には進まないんじゃないかと思います。国や県だけに頼るのではなく、町が独自で実践してやっていけば、それに追随してお手伝いをいただけるんじゃないかというふうにも考える。また、そのほうが町としても言いやすいんじゃないかなというふうに考えるのは私だけかもしれませんね。

それでは、次の質問にまいります。また役場北側の都市下水路があふれ、オーバーフローして、北町竹倉地区に流れ込んでいくため、一部ブロックが二段積みで積んであると思います。その先は、土のうが代わりに置いてあります。この土のうも見たら破れて砂がむき出し。中はごみが放置してあるような状況にあると思います。多分、取られる方もいると思います。この間私も見たんですけれども。この範囲をもう少し下流まで延ばしたら、毎回土のうを積む手間も軽減できると考えますし、見栄えもいいというふうに思いますが、見栄えというよりも、まず水が流れないということ。あふれてオーバーフローして流れない。そのような少しでも前へ進める考えはございますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（三輪隆之） 建設課長

○建設課長（齋藤謙吾） では、お答えします。

ご指摘の役場北側の都市下水路については、10月の豪雨の際に水路があふれ、周辺地域が冠水しております。当時の状況を確認すると、都市下水路が中町3号線で鋭角に曲がる箇所、また町道と役場敷地を結ぶ橋梁部分及びブロックでかさ上げされた区間の終

了箇所からあふれていることが確認されております。状況からすると、かさ上げブロックを延長することは有効な手段と考えられますので、通常時に路面に雨水が滞留しないよう、道路の縦横断勾配を確認し、施工が可能であれば検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三輪隆之） 木下 豊議員

○木下 豊議員 なるべくそういうことは早めにやってもらおうと、住民の方も助かるんじゃないかと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（三輪隆之） 以上で、木下豊議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩します。再開は14時30分とします。

（午後2時23分 休憩）

（午後2時30分 開議）

○議長（三輪隆之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 黒木正文議員

○議長（三輪隆之） 6番 黒木正文議員

○黒木正文議員 通告に従い一般質問を行います。

武道館のリフォームについて。

11月10日、武道館で慰霊祭が実施された際、武道館の内部が老朽化し、壁がはげているところ、また別の壁はひびの入って危険なところもあるため、ぜひリフォームはできないか。また、トイレ等の改修。それに、少年柔道の指導者の方から、現在使用している柔道畳も古くなり、練習の子供たちの足の指が隙間に入るなどのけがのおそれがあるので、柔道畳も替えてほしいとのこと。武道館全体のリフォームとともに畳の入替えはできますか。

あとは自席にて質問します。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） それでは、黒木正文議員のご質問にお答えしたいと思います。

武道館のリフォームについてでございます。私も11月10日、慰霊祭に参加させていただきましたが、やはり今町内では多くの公共施設の整備、本当に山積みでございます。どこから手をつけたらいいのか。財政的に余裕があればどんどんやりたいところではございますけれども、武道館のリフォームについても本当に手がけていくべきところではございますけれども、ご質問の中にありましたとおり、柔道を練習されている子供さん方がけがをしてはいけませんので、まずは畳の入替えを早急に検討して実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之） 黒木正文議員

○黒木正文議員 ありがとうございます。

現在、武道館は避難場所ではないそうですが、老人や赤ちゃんのいる家庭、集団の中で一緒に生活できない方たちのためにも、ぜひ武道館を避難場所として指定してもらいたいと思います。畳の入替えもよろしくお願いします。

それでは2番、中学校の部活動について質問します。

最近、中学校へ行くと、グラウンドから子供たちの声が聞こえないせいか、部活動が減っているのを感じ寂しく思います。最近、新聞、テレビニュースでも教員の働き方改革のことでよく耳にします教員の長時間労働解消のためか、公立中学校の部活動の在り方を検討しているとのこと。

1、スポーツ庁の有識者会議で、休日の部活動指導を地域の民間の団体に委ね、地域移行を2023年から2025年度末の3年間で達成するとの目標を盛り込んだ提言案を提示されたが、考えはどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（三輪隆之） 教育長

○教育長（中西浩美） それでは、お答えします。

中学校の部活動地域移行は、中学校部活動を学校単位での活動から、地域との連携、地域での活動へと移行するものでございます。全国的に生徒数の減少による部員の確保が困難となっているとともに、顧問ができる教員が不足するなどの課題が生じております。このことから、文部科学省では、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、部活動の地域連携、地域移行を推進しております。

ご質問の令和4年6月の運動部活動の地域移行に関する検討会提言では、改革の方向性としたしまして、2023年、令和5年度から2025年、令和7年度までの3年間で、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくこととされております。

本町におきましても、まずは休日の地域移行を目指して、外部指導者の確保や運営主体の在り方などを、関係者も含めて検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（三輪隆之） 黒木正文議員

○黒木正文議員 2 番にいきます。休日の部活動の地域移行が 3 年でおおむね完了すれば、将来は平日の部活動も学校から切り離す検討をしているとのことですが、町の考えはどうでしょうか。

○議長（三輪隆之） 教育長

○教育長（中西浩美） 先ほどお答えいたしました運動部活動の地域移行に関する検討会議提言では、平日の運動部活動の地域移行につきましては、休日の地域移行の進捗状況等を検証し、さらなる改革を推進するとされております。町といたしましても、まずは休日の地域移行について着実に進めます。その上で、指導者の確保などの課題もありますので、検証結果を踏まえて、平日の地域移行についても検討してまいります。

以上です。

○議長（三輪隆之） 黒木正文議員

○黒木正文議員 3 番にいきます。今後、中学校の体育系、文科系の部活動を地域移行させ、中学校の全ての部活動はなくなるということだが、今後、中学校の子供たちは、学校では授業だけやって、終了後は自宅に真っすぐ帰るだけの学校生活になるのですか。

○議長（三輪隆之） 教育長

○教育長（中西浩美） 地域移行後の学校部活動は、地域クラブ活動と位置づけされまして、様々な場所で実施されることが想定されますが、その中で、もちろん学校施設、部室であったり体育館、グラウンドなどは使えますので、これまでどおり学校での活動はできます。スポーツや文化活動の機会が失われることなく継続できるような地域移行を進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（三輪隆之） 黒木正文議員

○黒木正文議員 中学校時代は、自分の将来やるべきことが決まる大事な時期なのではないかと思う。特に技術面の必要なスポーツでは、高校生になって始めるのでは遅過ぎるのではないかと考えるが、どう思いますか。

○議長（三輪隆之） 教育長

○教育長（中西浩美） 部活動以外でも、現在も、硬式野球やサッカーなど、地域クラブとしての活動を通じて技術の習得に励んでいる生徒もおります。

その一方で、生徒数の減少に伴い、チーム編成が困難となる状況も生じることも考えられるため、できるだけ生徒がやりたい活動が継続してできるような工夫も必要となっ

てきております。都農中学校に通う生徒がスポーツや文化活動を継続して取り組めることを目指して、当面は休日の地域移行、平日については外部指導者の協力を得ながら部活動を継続して、生徒がやりたい活動ができる環境を維持できるよう、関係団体も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三輪隆之） 黒木正文議員

○黒木正文議員 5番目にいきます。先生方の仕事について調べたら、生徒の成長をサポートすること、主な業務は授業を行うこと、クラスの運営や授業の準備、進路指導、部活動の指導、地域活動、子供たちの生活面や道德面についての指導も担当とある。働き方改革では、部活動は見ないとのことなので、子供たちの全体の性格、個性等は分からないと思う。スポーツ等を頑張る子供たちはすばらしいものを持っている。よいところを褒めてやれば、その子はさらに上達し、上を目指して頑張る。スポーツ等に優れた子供は、それを活用し進学し、または将来の仕事にも就くことができる。先生方の仕事はこんなにやりがいのあるすばらしい仕事なのに、どうして働き方改革なのか。その中で一生懸命部活動をやられる先生方もおられる。今後どうなるのか。国の方針なら仕方ないが、大変な時代が来そうだが、どのように思われるか。

○議長（三輪隆之） 教育長

○教育長（中西浩美） これまで、部活動の顧問の先生方が、単に技術面の指導だけではなく、生活面や人との接し方などの指導を通して信頼関係を築き、子供たちの成長を支えるなど、部活動の教育的意義は大きなものがあると考えます。しかしながら、その負担が大きく、教員に過度な責務が集中する現状を見直す必要があるという指摘も強まっております。

学校は今、教師の成り手不足といった大きな課題を抱えております。そもそも働き方改革は、教員が子供とじっくりと向き合える時間を確保し、やりがいや充実感を感じながら、その能力を発揮できる働きやすい環境づくりを進めていくことが一番の目的でございます。学校が、子供たちにとっても教員にとっても魅力的で感動的な場であり続けるためには、今後、部活動はどうあればよいか、国や県の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三輪隆之） 黒木正文議員

○黒木正文議員 ありがとうございます。

私は現在、中学校で部活の指導をしています。子供たちが日々成長してくれるのをとても楽しみで、子供たちが待っているので、練習の指定された日は毎日、部活動に指導に行っております。でも、ある新聞では、今後、部活動指導者がブラックになると書かれている新聞がありました。

これで私の質問を終わります。

○議長（三輪隆之） 以上で、黒木正文議員の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。
ここで暫時休憩します。

（午後 2 時 4 4 分 休憩）

（午後 2 時 4 5 分 開議）

質疑

○議長（三輪隆之） 休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいまから上程議案に対する質疑を行います。

日程第 2 議案第 87 号 都農町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年都農町条例第 35 号）

○議長（三輪隆之） 日程第 2 議案第 87 号 都農町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年都農町条例第 35 号）を議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第 3 議案第 88 号 都農町企業立地促進条例の一部を改正する条例（令和 6 年都農町条例第 36 号）

○議長（三輪隆之） 日程第 3 議案第 88 号 都農町企業立地促進条例の一部を改正する条例（令和 6 年都農町条例第 36 号）を議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。日高真之議員

○日高真之議員 条例では、指定を取り消すための規定が四つ書いてあります。その中の上から 1、2、3 はどのように事実確認をするのか伺います。それと、公布日からの施行となっておりますが、その時点で違反者を見込んでいるのか伺います。

○議長（三輪隆之） 企画課長

○企画課長（吉川高広） 今現在、この三つの項目に対してのどうやって発見するかと

というのは、実際にどうやってするかというのは、今は考えておりませんが、実績報告等を基に、実際事業がされているかとかを判断して決定していきたいと考えております。

今現在、こういう事例があるかということですが、そういった事例はございません。

以上です。

○議長（三輪隆之） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第4 議案第89号 令和6年度都農町一般会計補正予算（第9号）

○議長（三輪隆之） 日程第4 議案第89号 令和6年度都農町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。日高真之議員

○日高真之議員 10款2項1目災害復旧費の中に、岩山地区のイチゴ、キク、ほか数件の地権者を対象とした水害対策が予算の中に含まれているのか伺います。また、ここに含まれていなければ、補正予算内のどこかあるのかなのか教えてください。

○議長（三輪隆之） 建設課長

○建設課長（齋藤謙吾） この10款の災害復旧については、道路とか公共施設の災害復旧の事業費になりますので、岩山地区関係の河川の氾濫に伴う災害関係の費用は含まれておりません。それについては、7款土木費の予算ページが35、36ページになりますけれども、7款土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費の町道補完事業、この中に測量設計800万というのがありますけれども、一応その中に岩山地区の河川関係の測量設計を入れております。

以上です。

○議長（三輪隆之） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第5 議案第90号 令和6年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（三輪隆之） 日程第5 議案第90号 令和6年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第6 議案第91号 令和6年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（三輪隆之） 日程第6 議案第91号 令和6年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第7 議案第92号 令和6年度都農町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（三輪隆之） 日程第7 議案第92号 令和6年度都農町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。松尾隆文議員

○松尾隆文議員 1点だけ教えてください。第3条で、企業債を1,000万減額して、それに関連して第5条で限度額を1,000万円減額しているというのと、最後のページの予算説明書の中に、資本的支出及び収入で、排水設備改良費を740万減額して、原水浄水設備改良費は1,000万円増額しますけれども、この辺の成り行きというか内容をちょっと詳しく教えてください。所掌じゃないもので、すみません。

○議長（三輪隆之） 水道課長

○水道課長（日高 太） それでは、お答えいたします。

まず、企業債の1,000万を減額というところでございますが、これにつきましては補正予算で計画路線を一つ計上しまして執行予定でございましたが、8月の台風、これで名貫水源地の取水管等が露出したということと、またさらに10月に起きました岩山地区の大規模な漏水事故、これについて早急に対応する必要があったというような重大案件が発生しましたので、こちらのほうに振り向けて事業を執行していくという優先順位をちょっと変えましたので、計画路線を落としたということで、1,000万、企業債を減額したということでございます。

これに伴いまして、水道予算の4ページの排水設備改良費が740万減額ということでございますが、これについては1,000万分を、名貫の水源地の取水管の仮設工事を今見込んでおりますけれども、こちらのほうに1,000万上げまして、260万を、新たに今年から計画しております高区配水池の測量設計でボーリング調査が必要になったということで、それを260万。その差引き分で補正をさせていただいたという内容になっております。

○議長（三輪隆之） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第8 議案第93号 令和6年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）

○議長（三輪隆之） 日程第8 議案第93号 令和6年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第9 議案第94号 令和6年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（三輪隆之） 日程第9 議案第94号 令和6年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第10 議案第95号 工事請負契約の締結について

○議長（三輪隆之） 日程第10 議案第95号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。日高真之議員

○日高真之議員 まず、指名競争入札で指名した業者数を教えてください。それと、この件については、企業の寄附1億ということがもう大分前に明るみになっておりますが、入札についての整合性というか、その1億円というのが上限で分かっているような中で指名競争入札になっているかと思います。そういったところはどう考えればいいのか教えてください。

○議長（三輪隆之） 社会教育課長

○社会教育課長（岩本 繁） 入札の件ですが、7者、指名入札で行っております。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） この件に関しましては、事業の推進のために、企業版ふるさと納税で寄附をいただきましたが、それとこの設計については因果関係はないと。ただ、整備するのにご寄附をいただける金額がその額であったというふうに考えているところでございます。

○議長（三輪隆之） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第11 報告第9号 株式会社豊畑の決算書について工事請負契約の締結について

○議長（三輪隆之） 日程第11 報告第9号 株式会社豊畑の決算書についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。日高真之議員

○日高真之議員 まず一つ目、購入土地の使い方について説明がありました。川南町長、振興局長、J A、3者協議で、その結果を教えてください。

それと、令和4年度の決算と比較すると売上げが増加しておりますが、分かる要因があれば教えてください。

また、支払い報酬の弁護士費用は、令和4年、令和5年、ほぼ同じ額の約290万になっております。この弁護士費用というのは法的に必要なものか、そうでないのか、独自に予算計上しているのか教えてください。

それと、地権者数を教えてください。

そして、規格外品を飼料の原料に使っていると思いますが、その収益はどのように事務処理されているのか教えてください。

○議長（三輪隆之） 町長

○町長（坂田広亮） ご質問の1点目ですけれども、これにつきましては、豊畑で取得したいいわゆるハウスの利用方法の検討を都農町、川南町、それからJ A尾鈴地区本部、そして振興局の4者で協議をしたというところでございます。その内容につきましては、このハウスを使って農業トレーニング事業をやっていく上で、その4者が共同して事業を実施することをこちらが提案したというところで、それに対してほかの皆さんから協力をいただける旨の回答をいただいたということでございます。要は、私どもにはまだ農業用トレーニングをするというノウハウがございませんので、その部分について先行している川南町の事例を踏まえて、取組を併せてやっていただきたいというお願いをしたというものでございます。

今後につきましては、センコーアポロさんのハウスを取得しておりますので、そこで何を作ってトレーニングを進めていくのかというのを検討していくということをまず先に協議するというところになっておりますのでございます。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） 売上げが伸びているということでございますが、これはリース料の収入の方法によるものでございます。今期は5,400万ほどの収入がありましたが、前期が4,600万ほどとなっております。この差額は、当初の契約によりまして第4期のほうに一部入金されております。その差額が今回の増額となっております。

それから、弁護士費用につきましては、こちらのほう顧問契約をしておりますので、その費用に係るものでございます。

それから、地権者数、こちらは585件でございます。

それから、規格外品の収益とかにつきましては、この豊畑事業ではございませんので、こちらのほうに収入はございません。

以上です。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 豊畑は平成27年に、県の第三セクターの情報を見ると、その目的がキウイフルーツの生産に適した農地の造成ということで書いてあります。この目的と今回使途が違ってありますが、県への報告等の義務はなかったのか伺います。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） 報告義務はないと考えております。
以上です。

○議長（三輪隆之） 日高真之議員

○日高真之議員 今後もこの豊畑を使って土地の売り買いを行うのかお聞きしたいんですが、要はキウイの販売金額を基に地権者へお支払いをするというのが基本だと思うんですが、そのキウイの利益によって、ちょっとずれた形で土地を買うようなことがちょっとどうかと思うんですけれども、監査委員等の確認とかを行っているのか伺います。

○議長（三輪隆之） 産業振興課長

○産業振興課長（河野眞治） 豊畑では土地の売り買いはしておりません。リース料は、キウイを作っている会社に棚を貸し出していると。そのリース料が入ってきているものでございます。それから、土地の使用料、こちらのほうは協力金ということで、事業に対する協力金ということでお支払いをしております。土地の利用料ではございません。土地の利用料は、キウイを生産している会社が直接、中間管理の制度を利用しまして支払っておるのが主でございます。
以上です。

○議長（三輪隆之） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。
以上で、上程されました議案9件及び報告1件の質疑を終結します。

委員会付託

○議長（三輪隆之） これから委員会付託に入ります。
お諮りします。

委員会に付託するに当たっては、所管常任委員会へ議案を一括付託し、議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「異議なし」と認めます。したがって、委員会に付託するに当たって、所管常任委員会へ議案を一括付託し、議案朗読を省略することに決定しました。

それでは、ただいまから各常任委員会へ付託を行います。

議案第87号、議案第88号、議案第89号所掌分、議案第92号、以上議案4件は、総務産業建設常任委員会へ付託します。

次に、議案第89号所掌分、議案第90号、議案第91号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、以上議案6件は、文教厚生常任委員会へ付託します。

お諮りします。

ただいまの朗読のとおり、各常任委員会へ付託することにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「異議なし」と認めます。したがって、ただいまの朗読のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後3時3分 散会）

議事日程（第3号）

令和6年12月11日（水曜日）午後1時30分 開議

- 日程第1 議案第87号 都農町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和6年都農町条例第35号）
議案第88号 都農町企業立地促進条例の一部を改正する条例（令和6年都農町条例第36号）
議案第89号 令和6年都農町一般会計補正予算（第9号）
議案第92号 令和6年都農町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第2 議案第89号 令和6年度都農町一般会計補正予算（第9号）
議案第90号 令和6年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第91号 令和6年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
議案第93号 令和6年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
議案第94号 令和6年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第95号 工事請負契約の締結について
日程第3 議員派遣の件
日程第4 閉会中の議会運営委員会所掌事務の継続調査の件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番 日高真之 2番 黒木正文 3番 木下 豊 4番 三輪安男 5番 勝目文明
6番 黒木幸範 7番 稲山勝一 8番 黒木政次 9番 松尾隆文 10番 三輪隆之

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長（坂田広亮） 副町長（瀬尾隆太） 教育長（中西浩美）
総務課長（河野美津子） 企画課長（吉川高広） 財政課長（野津手道信）
住民課長（河野千恵子） 福祉課長（黒木小百合）
健康管理センター事務長（河野堅一郎） 税務課長（石渕恵美子）
産業振興課長（河野眞治） 建設課長（齋藤謙吾） 愛寿園長（村中日登美）
病院事務長（大橋宏光） 水道課長（日高 太）
会計管理者兼出納室長（猪股秀康） 教育総務課長（黒木和秀）
社会教育課長（岩本 繁） 農地課長（黒木昭彦）

事務局職員出席者

（午後 1 時 3 0 分 開議）

開議の宣告

○議長（三輪隆之） こんにちは。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

それでは、ただいまから各常任委員会委員長報告を行います。

お諮りします。

委員長報告に当たっては、所管常任委員会の議案を一括して報告し、議案朗読については省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「異議なし」と認めます。したがって、委員長報告に当たっては、所管常任委員会の議案を一括報告し、議案朗読は省略することに決定しました。

日程第 1 総務産業建設常任委員会委員長報告

○議長（三輪隆之） 日程第 1 議案第87号、議案第88号、議案第89号所掌分、議案第92号の以上、議案 4 件を議題とします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長

○総務産業建設常任委員会委員長（勝目文明） ただいまから総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和 6 年第 4 回都農町議会定例会におきまして、去る 12 月 9 日に当委員会に付託されました議案 4 件について、現地調査及び担当職員の出席を求めて慎重なる審査を行いました。その経過と結果について報告いたします。

議案第87号 都農町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年都農町条例第35号）。

本議案は、固定資産税の課税免除の対象となる事業用設備の取得等に係る期限が 3 年間延長されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第88号 都農町企業立地促進条例の一部を改正する条例（令和 6 年都農町条例第36号）。

本議案は、奨励措置の返還規定を追加するとともに、誘致企業に対する奨励措置の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第89号 令和 6 年度都農町一般会計補正予算（第 9 号）所掌分。

本議案の主なものは、建設課の道路橋りょう維持費11件、町道補完事業24か所以上、道路橋りょう災害復旧費 6 路線、農地課の町単農業用施設維持補修事業40件以上、産業振興課の農業災害復旧支援事業 1 件は、令和 6 年 8 月 28 日から 29 日にかけて発生した台風10号と10月22日の豪雨によるものです。

産業振興課の水産業振興対策事業で、養殖の新たな稚魚受入れに関しては、同じ失敗を二度と繰り返さないために、より一層の防疫体制を強化し、受入れ時にはウイルス検査を十分に行うことを確認しました。

議案第92号 令和6年度都農町水道事業会計補正予算（第4号）。

本議案は、建設改良費2件で、同じく台風10号と10月の豪雨によるものです。

近年、自然災害は激甚化、頻発化しています。現地を見る限り甚大な被害を受けており、復旧にはかなりの予算と時間を要すると思われます。しかしながら、委員からは国や県の力を借りながら、一日も早い復旧に取り組んでいただきたいとの意見が出ました。

以上、議案4件、適正と認め、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（三輪隆之） ここで、総務産業建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員会委員長の報告は終わりました。

日程第2 文教厚生常任委員会委員長報告

○議長（三輪隆之） 日程第2 議案第89号所掌分、議案第90号、議案第91号、議案第93号、議案第94号、議案第95号の以上、議案6件を議題とします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長

○文教厚生常任委員会委員長（黒木幸範） ただいまから文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和6年第4回都農町議会定例会におきまして、去る12月9日、当委員会に付託された議案6件について、担当職員の出席を求め、詳細なる説明を受け、慎重なる審査を行いました。その経過と結果について報告します。

議案第89号 令和6年度都農町一般会計補正予算（第9号）所掌分。

議案第90号 令和6年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

議案第91号 令和6年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）。

議案第93号 令和6年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）。

議案第94号 令和6年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

議案第95号 工事請負契約の締結について。

以上の議案6件につきましては、全て妥当であり、異を唱える意見等は出されませんでした。審査の結果、議案6件、適正と認め、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（三輪隆之） ここで、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教厚生常任委員会委員長の報告は終わりました。

討論・採決

○議長（三輪隆之） お諮りします。

ただいま上程されています議案第87号から議案第95号までの議案9件については、各常任委員会委員長報告が全会一致、原案可決でありますので、直ちに一括して討論・採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「異議なし」と認めます。したがって、議案第87号から議案第95号までの議案9件については、直ちに一括して討論・採決することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第87号 都農町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和6年都農町条例第35号）、議案第88号 都農町企業立地促進条例の一部を改正する条例（令和6年都農町条例第36号）、議案第89号 令和6年度都農町一般会計補正予算（第9号）、議案第90号 令和6年度都農町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第91号 令和6年度都農町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）、議案第92号 令和6年度都農町水道事業会計補正予算（第4号）、議案第93号 令和6年度都農町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、議案第94号 令和6年度都農町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第95号 工事請負契約の締結について、以上、議案9件について、各常任委員会委員長の報告は全会一致、原案可決です。各常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。（賛成者起立）全員賛成であります。したがって、議案第87号から議案第95号までの議案9件については、各常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議員派遣の件

○議長（三輪隆之） 日程第3 議員派遣の件を議題とします。

議員を派遣する場合は、地方自治法第100条13項及び会議規則第128条の規定により、議会の議決が必要であります。

お諮りします。

別紙で配付されています議員派遣のとおり決定し、以後、追加や変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「異議なし」と認めます。したがって、別紙のとおり、議員を派遣することにし、以降、追加や変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

日程第4 閉会中の議会運営委員会所掌事務の継続調査の件

○議長（三輪隆之） 日程第4 閉会中の議会運営委員会所掌事務の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会議日程等、議

会の運営に関する事項の閉会中の継続調査の申出が提出されました。

お諮りします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「異議なし」と認めます。したがって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会の宣告

○議長（三輪隆之） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで令和6年第4回都農町議会定例会を閉会します。

（午後1時43分 閉会）

署名議員

地方自治法第123条の規定及び会議規則第126条の規定により署名する。

令和7年3月26日

議 長

三輪 隆之

署名議員

黒木 正文

署名議員

木下 豊